

平成26年度版

こころの健康センター所報

三重県こころの健康センター  
(精神保健福祉センター)

# 目 次

## I こころの健康センター概要

1 沿 革	1
2 業 務	1
3 施設の概要	4
4 組織及び職員構成	5
5 県内の市町と人口	6

## II こころの健康センターの活動概要

1 技術指導・技術支援	7
(1) 関係機関への技術指導・技術援助	
(2) 保健所精神保健福祉相談担当者会議の運営	
(3) 「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」の改訂・発行	
(4) 研修会・勉強会等への職員講師派遣	
2 教育研修	13
(1) 精神保健福祉研修（基礎研修・専門研修）	
(2) こころの健康センター施設研修	
3 普及啓発	16
(1) 「平成25年度版こころの健康センター所報」の発行	
(2) こころの健康センター案内リーフレットの作成	
(3) 「こころのケアガイドブック」の改訂・発行	
(4) 「ひきこもり社会資源情報」「依存症社会資源情報」の発行	
(5) ホームページによる普及啓発	
(6) メールマガジンの発行	
(7) 職員による講演活動	
4 精神保健福祉専門相談	20
(1) 専門電話相談	
(2) 専門面接相談	
(3) 全体の相談件数	
(4) 特定相談指導事業（再掲）	
(5) こころの傾聴テレフォン	

<b>5 組織育成・支援</b> .....	<b>26</b>
(1) 家族会への支援	
(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援	
(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援	
<b>6 薬物相談ネットワーク整備事業</b> .....	<b>28</b>
(1) 依存症専門相談	
(2) 家族教室	
(3) 薬物フォーラム	
(4) NPO法人との協働委託事業	
<b>7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）</b> .....	<b>31</b>
(1) ひきこもり専門相談	
(2) 家族教室・家族のつどい	
(3) 研修会	
(4) 関係機関との連携	
(5) 普及啓発	
(6) 先進県・民間支援機関の視察	
<b>8 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）</b> .....	<b>35</b>
(1) 自殺予防・自死遺族相談	
(2) 自死遺族支援	
(3) 講演会・研修会	
(4) メンタルパートナー養成事業	
(5) 普及啓発	
(6) 関係機関との連携及び技術支援	
<b>9 こころの健康危機管理事業</b> .....	<b>42</b>
(1) こころの健康危機管理研修会の開催	
(2) メールマガジンによる普及啓発	
<b>10 精神医療審査会の審査に関する事務</b> .....	<b>43</b>
(1) 入院届・定期病状報告の審査	
(2) 退院請求・処遇改善請求の審査	
(3) 参考資料（精神科病院一覧、病床数、入院患者の状況）	
<b>11 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務</b> .....	<b>48</b>
(1) 平成26年度交付状況	
(2) 手帳の所持者数（各年度末）	
(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率	
<b>12 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務</b> .....	<b>51</b>
(1) 平成26年度申請及び承認状況	
(2) 受給者証所持者数（各年度末）	

(3) 受給者証所持者の性・年齢別	
(4) 受給者証所持者 疾患別内訳	
(5) 保健所別 受給者証所持者数及び所持率	
13 その他	53
(1) 心神喪失者等医療観察法関連	
(2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援	
(3) 三重県障害者自立支援協議会への参加	
<b>Ⅲ 資料集</b>	55
1 こころの健康センター業務の方向性（平成24年度策定・抜粋）	56
2 平成26年度 全国精神保健福祉センター研究協議会発表資料	60
3 メールマガジン（第17号～第20号）	62

## I こころの健康センター概要

### 1 沿革

三重県こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設置された地域精神保健福祉活動の技術的中核機関である。

- 昭和61年5月 三重県津庁舎保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設。保健環境部保健予防課の分室としてスタート。
- 昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同庁舎1階に移転。
- 平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立。「三重県条例第5号」
- 平成11年8月 保険医療機関開設。「三重県条例第5号の一部改正」
- 平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い、保健所支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。
- 平成14年4月 精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療費の判定・承認業務、精神医療審査会事務局が業務に加わる。
- 平成19年5月 こころの傾聴テレフォン開始。
- 平成20年4月 三重県津庁舎保健所棟2階（津市桜橋3丁目446-34）に移転。
- 平成23年4月 精神保健福祉相談を専門相談化。
- 平成23年4月 三重県自殺対策情報センターを開設。
- 平成25年4月 三重県ひきこもり地域支援センターを開設。

### 2 業務

三重県こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」（健医発第57号厚生省保健医療局長通知、平成8年1月19日）に基づき、県内全域を管轄し次の業務を行っている。

#### （1）企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、県の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する提案、意見具申をする。

#### （2）技術指導及び技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所・市町及び関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

#### （3）教育研修

障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で、精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図る。

**(4) 普及啓発**

精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、支援を行う。

**(5) 精神保健福祉専門相談**

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。このためセンターでは、「ひきこもり」「依存症」「自殺予防・自死遺族」の各専門相談を行う。また、相談指導を行うにあたり、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

**(6) 組織育成・支援**

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が重要である。このためセンターは、県単位の家族会、当事者会、福祉事業所連絡会等の育成支援に努める。

**(7) 薬物相談ネットワーク整備事業**

薬物相談や依存症専門の対応ができる人材を育成するための研修や、依存症問題家族教室を開催するとともに、センターの依存症相談機能を充実する。また、薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。

**(8) ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）**

ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり相談ができる人材を育成するための研修や、ひきこもり家族教室・つどいを開催するなど、センターのひきこもり専門相談機能を充実する。また、ひきこもり支援ネットワークを構築することにより、ひきこもり相談に総合的に対応する体制を整備する。

**(9) 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）**

自殺対策情報センターにおいて、自殺予防・自死遺族への相談対応ができる人材を育成するための研修や、自死遺族のつどい（わかちあいの会）を開催するなど、センターの自殺予防・自死遺族の相談機能を充実する。また、地域自殺・うつ対策ネットワークを構築することにより、総合的な支援体制の整備を行う。

**(10) こころの健康危機管理事業**

こころの健康危機管理に対応できるよう、人材育成の研修を行うとともに、こころのケアに対する支援体制の整備支援を行う。

**(11) 精神医療審査会の審査に関する事務**

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第12条の規定により設置された精神医療審査会の開催事務及び審査会の審査に必要な事務を行う。また、同法第38条の4の規定による退院等の請求に関する審査に必要な事務を行う。

**(12) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び承認事務**

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する判定業務及び承認業務を行う。

**(13) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第53条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請に関する判定業務を行う。

**(14) その他**

**① 調査研究**

統計及び資料を収集・整備し、県、保健所、市町等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

**② 心神喪失者等医療観察法関連**

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による地域社会における処遇について、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるため、保護観察所等関係機関相互の連携を図り必要な支援を行う。

### 3 施設の概要

#### (1) 所在地

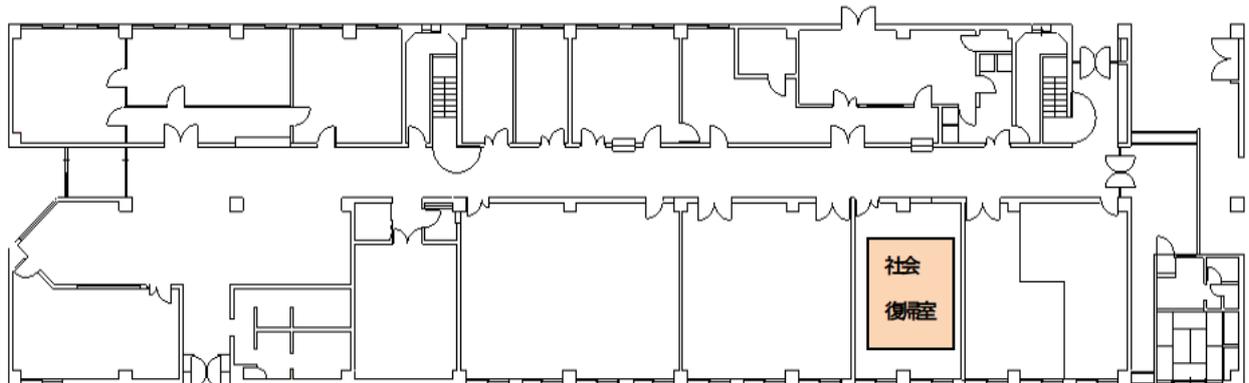
三重県津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所棟2階

#### (2) 施設の状況

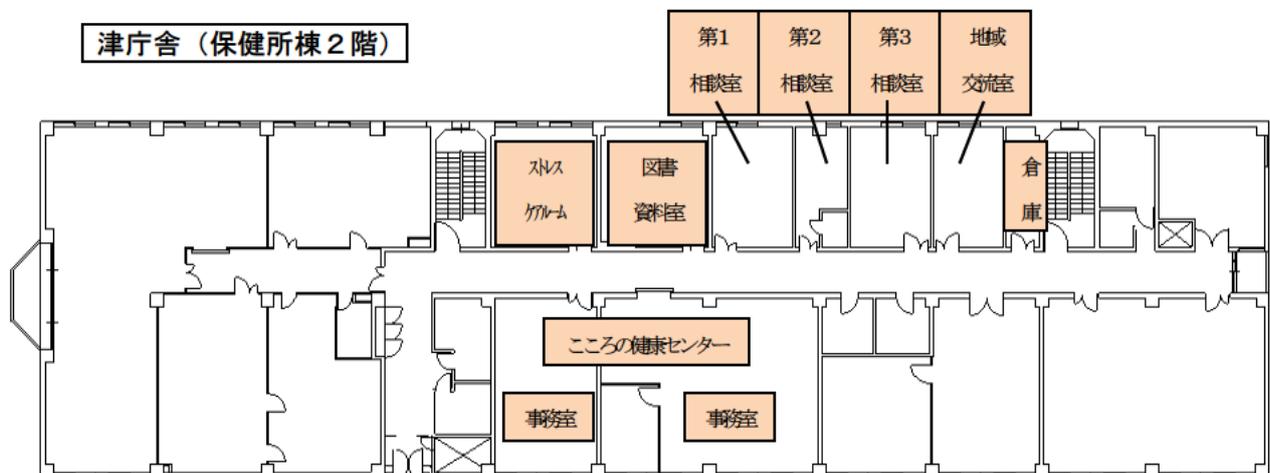
- |               |              |                  |         |
|---------------|--------------|------------------|---------|
| ① 敷地面積 (津庁舎)  | 23,879.63㎡   |                  |         |
| ② 建物面積 (保健所棟) | 延床面積         | 3,447.68㎡        |         |
| ③ 建物構造 (保健所棟) | 鉄筋コンクリート造3階建 |                  |         |
| ④ 各室面積        |              |                  |         |
| 事務室 (電話相談室)   | 110.63㎡、     | 事務・作業室           | 53.24㎡、 |
| 第1相談室 (診察室)   | 29.12㎡、      | 第2相談室            | 24.00㎡、 |
| 第3相談室         | 23.68㎡、      | 図書資料室            | 38.40㎡、 |
| ストレスケアルーム     | 38.40㎡、      | 地域交流室            | 19.20㎡、 |
| 倉庫            | 19.20㎡、      | 社会復帰室 (保健所棟1階)   | 50.97㎡  |
|               |              | <u>計 406.84㎡</u> |         |

#### (3) 平面図 (平成27年4月1日現在)

津庁舎 (保健所棟1階)



津庁舎 (保健所棟2階)



#### 4 組織及び職員構成 (平成27年4月1日現在)

##### (1) 組織及び所掌事務

所 長	審査総務課 (5名)	センター管理・総務・予算・経理 精神障害者保健福祉手帳事務 自立支援医療費(精神通院医療)事務 精神医療審査会事務局 センター長会、センター研究協議会 精神保健福祉協議会事務局
	技術指導課 (5名) 嘱託員	精神保健福祉に関する技術指導・技術支援 教育研修の企画立案と実施 精神保健福祉に関する普及啓発 精神保健福祉専門相談 協力組織育成・支援 薬物相談ネットワーク整備事業 ひきこもり対策事業(ひきこもり地域支援センター) 自殺対策事業(自殺対策情報センター) こころの健康危機管理事業

##### (2) 職員構成

職 名	職 種	人 数
所 長 (事務吏員)	一般事務	1
審査総務課長 (事務吏員)	一般事務	1
副参事兼技術指導課長 (技術吏員)	保健師	1
主 幹 (事務吏員)	一般事務	1
主 幹 (技術吏員)	保健師	1
主 査 (事務吏員)	一般事務	3
主 査 (技術吏員)	生活指導員	1
主 事 (事務吏員)	一般事務	1
技 師 (技術吏員)	福祉技術専門員	1
嘱託員	自殺対策情報センター支援員	(1)
嘱託員 (非常勤)	こころの傾聴テレフォンリスナー	(14)
嘱託員 (非常勤)	医 師	(2)
業務補助職員		1
計		12(17)

## 5 県内の市町と人口

平成 26 年 4 月 1 日現在



市町名	人口 (人)
県 計	1,820,491
津市	280,647
四日市市	306,107
伊勢市	127,587
松阪市	166,099
桑名市	140,907
鈴鹿市	197,185
名張市	78,633
尾鷲市	18,355
亀山市	50,512
鳥羽市	19,643
熊野市	18,022
いなべ市	45,249
志摩市	51,035
伊賀市	92,905
木曾岬町	6,468
東員町	25,467
菰野町	40,325
朝日町	10,270
川越町	14,617
多気町	14,984
明和町	22,560
大台町	9,786
玉城町	15,517
度会町	8,321
大紀町	9,108
南伊勢町	13,054
紀北町	17,012
御浜町	8,893
紀宝町	11,223

## Ⅱ こころの健康センターの活動概要

### 1 技術指導・技術支援

#### (1) 関係機関への技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町、及び関係諸機関に対して、企画助言、情報提供、ケース援助、事例検討、研修会・研究会、連絡調整、委員会・会議等、精神保健福祉に関する技術指導・技術支援を行った。

関係機関への技術指導・技術援助 (平成26年度 実施回数)

企画助言	情報提供	ケース援助	事例検討	研修会・研究会	連絡調整	委員会・会議	その他	合計
40	39	10	29	38	3	11	7	177

#### 内容別内訳

(平成26年度延べ件数)

区分	内 容											合計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	1	37	3	2	5	4		14			22	88
市町		24	1		3	4	1	13			14	60
福祉事務所		6	1					1				8
医療機関		25	1		3	1		8			15	53
介護老人保健施設												
障害者支援施設		18				1					9	28
社会福祉施設		7	1				1	2			2	13
その他		55	3	1	5	10	4	17			26	121
合計	1	172	10	3	16	20	6	55			88	371

## (2) 保健所精神保健福祉相談担当者会議の運営

精神保健福祉相談担当者会議は年6回開催されている（原則偶数月第2月曜日）。基本的には午前障がい福祉課が運営し、午後は当センターが保健所への技術支援として運営している（平成26年度は中止が1回、措置合同会議が1回あった）。

精神危機管理・危機介入業務に対応する職員のスキルアップのため、事例検討を中心に、保健所の役割や対応・考え方について意見交換を実施している。

開催年月日	運営・協議の内容
平成26年 4月14日（月）	* センター取り組み、専門相談機能の紹介等
平成26年 6月9日（月）	* 関係機関の役割について * 模擬事例検討① ②
平成26年 8月11日（月）	* 心神喪失者等医療観察法（津保護観察所との意見交換） * 地域自立支援協議会・保健所連絡会等の状況 意見交換 * 事例検討まとめ
平成26年 10月6日（月）	* 台風のため中止
平成26年 12月8日（月）	* 措置業務担当者会議と合同
平成27年 2月9日（月）	* 模擬事例検討③ * 今年度に対応した危機事例を中心に 事例検討④ ⑤

※ 保健所（精神保健福祉相談担当者）、県障がい福祉課（精神保健福祉班）、こころの健康センター（技術指導課）が参加

## (3) 「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック」の改訂・発行

保健所精神保健福祉相談担当者会議で行った研修会や事例検討を基に、保健所の役割や対応・考え方についてまとめ、平成22年度に「保健所における精神危機管理・危機対応ハンドブック（暫定版）」を作成・発行した。

その後毎年度、1年間の会議で実施した事例検討の結果を積み重ねて、年度末に改訂を続けており、平成26年度は改訂第4版を発行、各保健所に配付した。

過去に保健所で対応した多くの危機事例とその対応、考え方等を掲載しており、保健所で有効に活用され、精神危機管理・危機介入業務がスムーズに実施できることを目的としている。

#### (4) 研修会・勉強会等への職員講師派遣

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的とし、下記の研修会や勉強会に職員を講師として派遣した(研修会・勉強会の実施主体別に掲載)。

##### ① 保健所

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
平成 26 年 5 月 26 日	紀北地区薬物乱用防止指導者協議会講習会 「三重県こころの健康センターにおける依存症対策の取り組み」	尾鷲保健所	保護司 学校薬剤師 保健所職員等	21	事務職
平成 26 年 6 月 6 日	平成 26 年度第 1 回 松阪地域精神保健福祉連絡会 こころ元気会 「精神保健福祉相談における関係機関の役割・危機対応」	松阪保健所	保健師 精神保健福祉士、警察、消防職員等	41	精神保健福祉士
平成 26 年 6 月 25 日	平成 26 年度第 1 回津地域精神保健福祉連絡協議会(こころ津むぎねっと) 「精神保健福祉法改正の概要とポイント」	津保健所	市町担当者 精神保健福祉関連施設職員等	30	精神保健福祉士
平成 26 年 8 月 22 日	平成 26 年度薬物乱用セミナー 「三重県こころの健康センターにおける依存症対策について」	四日市市保健所	保護司会、薬剤師会、ライオンズクラブ、学校関係者等	84	事務職
平成 26 年 10 月 15 日	精神障がい者地域家族会(すずわ会) 「精神保健福祉法の改正とこれから」	鈴鹿保健所	家族会員 保健所職員等	9	精神保健福祉士
平成 27 年 1 月 26 日	平成 26 年度第 2 回 措置通報等担当者連絡会 「措置通報等危機時の対応について」	津保健所	警察職員、病院関係者、市、障がい者相談支援センター職員等	18	精神保健福祉士

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人	対応者
平成 27 年 2 月 5 日	メンタルパートナーステップアップ研修「自殺予防に関する基本的知識」	伊勢保健所	いせ傾聴ボランティア さくらんぼ	16	保健師
平成 27 年 3 月 5 日	メンタルパートナーステップアップ研修「相談の基本～悩みを抱えた人への接し方～、ロールプレイ」	伊勢保健所	いせ傾聴ボランティア さくらんぼ	16	保健師

## ② 市町

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 26 年 7 月 7 日	伊勢市健康文化週間啓発事業 「ストレスとの上手な付き合い方」	伊勢市健康福祉部健康課	一般市民	42	保健師
平成 26 年 7 月 17 日	出前講座 「自殺予防相談の受け方」	桑名市健康づくり課	桑名市の保健師、栄養士、理学療法士、事務員	24	保健師
平成 26 年 9 月 3 日	尾鷲市出前教室 「ストレスと上手に付き合う 気持ちを楽にするコツ」	尾鷲市福祉保健課	尾鷲市連合婦人会及び健康づくり推進員	48	保健師
平成 26 年 12 月 17 日	伊勢市保健師勉強会「精神障がい者を取りまく現状と地域支援の現状について」	伊勢市健康福祉部健康課	伊勢市健康福祉部健康課職員	22	精神保健福祉士

## ③ 福祉機関

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 26 年 4 月 21 日	平成 26 年度障害支援区分認定調査員研修会 「各論 4 行動障害に関連する項目（34 項目）について」	県障害者相談支援センター	障害支援区分認定調査員	69	精神保健福祉士

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 26 年 5 月 28 日	平成 26 年度 鈴鹿亀山圏域自立支援協議会第 2 回精神保健ワーキング 「改正精神保健福祉法について」	鈴鹿亀山圏域 自立支援協議 会精神保健ワ ーキング事務 局	精神保健ワー キングメンバ ー	27	精神保健 福祉士
平成 26 年 6 月 28 日	平成 26 年度第 1 回 松阪市障がい 福祉サービス事業者研修会 「精神保健福祉の基礎知識 ～理 解と対応～」	松阪市福祉事 務所、松阪市障 害者地域自立 支援協議会	福祉サービス 事業所職員等	35	精神保健 福祉士
平成 26 年 7 月 3 日	平成 26 年度 三重県単位民生委 員児童委員協議会会長研修会 「メンタルパートナー養成研修」	三重県民生委 員児童委員協 議会	三重県単位民 生児童委員協 会会長	157	保健師
平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年度三重県相談支援従事 者初任者研修 「相談支援の基礎 知識」	県障害者相談 支援センター	三重県相談支 援従事者初任 者	237	精神保健 福祉士
平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年度 相談に関する研修 会「メンタルパートナーステップ アップ研修」	三重県社会福 祉協議会	民生委員・児童 委員	124	保健師
平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年度第 1 回 紀南圏域自立 支援協議会精神部会 「精神保健福祉法改正の概要とポ イント」	紀南圏域障が い者総合相談 支援センター あしすと	自立支援協議 会精神部会委 員	13	精神保健 福祉士
平成 26 年 11 月 6 日	平成 26 年度包括的・継続的ケアマ ネジ「精神保健福祉の理解と対応」 メント支援事業研修会	東員町地域包 括支援センタ ー	介護ヘルパー 等	30	精神保健 福祉士
平成 26 年 11 月 20 日	明和町社会福祉協議会 職場内研 修「精神疾患の理解と対応につい て」	明和町社会福 祉協議会	明和町社協職 員	40	精神保健 福祉士
平成 27 年 1 月 31 日	平成 26 年度 第 4 回 松阪市障がい 福祉サービス事業者研修会 「アルコール依存症の対応支援に ついて」	松阪市福祉事 務所 障がい あゆみ課	松阪市障がい 福祉サービス 事業者、松阪市 福祉事務所職 員	16	保健師

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 27 年 3 月 21 日	精神障がい者の社会復帰・就労促進フォーラム	松阪市障害あ ゆみ課、商工政 策課	企業・労働者・ 当事者・家族・ 地域住民等	210	精神保健 福祉士

#### ④ その他

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人数	対応者
平成 26 年 5 月 19 日	精神保健福祉ボランティア（三重 てのひら）講話「ボランティアの 皆さんへお伝えしたいこと」	三重てのひら	精神保健福祉 ボランティア	9	保健師
平成 26 年 5 月 20 日	上野病院 院内・地域研修会 「精神保健福祉法改正の概要とポ イントについて」	上野病院	病院職員、地域 機関職員等	60	精神保健 福祉士
平成 26 年 7 月 9 日	津市水道局 安全衛生委員会 メンタルヘルス研修会 「職場のメンタルヘルス対策とセ ルフケア」	津市水道局「安 全衛生委員会」	津市水道局職 員	42	保健師
平成 26 年 11 月 29 日	平成 26 年度しまね医療観察研修会 「特別な支援からあたりまえの支 援へ～三重県での取り組み～」	しまね医療観 察研究会（松江 保護観察所）	島根県内の精 神科病院・クリ ニック・市町・ 保健所・福祉サ ービス事業所 等	60	精神保健 福祉士

## 2 教育研修

### (1) 精神保健福祉研修（基礎研修・専門研修）

相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、基礎・専門研修を実施している。

#### ① 精神保健福祉基礎研修

対象： 精神保健福祉業務に従事しておおむね3年未満の方（初任者向け研修会）

実施日時・場所	内 容	受講者数
平成 26 年 4 月 25 日(金) 10:00～16:00  三重県津庁舎 大会議室	<p><b>精神保健福祉基礎研修【知識編】</b></p> <p>講義 「精神保健福祉総論～歴史と理念～」           こころの健康センター          中井 芳</p> <p>講義 「精神保健福祉総論～改正精神保健福祉法と           社会資源～」           こころの健康センター          三上 政和</p> <p>講義 「精神保健の基礎知識～理解と対応～」           三重県立こころの医療センター精神科医師           こころの健康センター 非常勤医師   溝越 泰壽 氏</p>	87
平成 26 年 5 月 23 日(水) 10:00～16:00  三重県人権センター 大セミナー室	<p><b>精神保健福祉基礎研修【技術編】</b></p> <p>講義 「精神保健福祉相談の対応の基本」           三重県精神保健福祉士協会           総合心療センターひなが 医療福祉科           精神保健福祉士          宮越 裕治 氏</p> <p>講義・グループワーク 「精神保健福祉におけるケースワーク ～事例をもとに～」 事例提供者           四季の里 オーロラデイサービス           管理者                          田中 宏幸 氏           久居病院 地域連携福祉室           精神保健福祉士          花村 彩 氏</p>	83
合計(延べ人数)		170

② 精神保健福祉専門研修

対象：精神保健福祉業務に携わっている方（現任者向け研修会）

実施日時・場所	内 容	受講者数
平成 26 年 7 月 1 日（火） 13:30～16:00 三重県津庁舎 大会議室	講義「認知行動療法の視点を取り入れた支援【基礎編】」 かすみがうらクリニック 臨床心理士 宗田 美名子 氏	1 1 3
平成 26 年 7 月 29 日（火） 13:30～16:00 三重県津庁舎 大会議室	講義「認知行動療法の視点を取り入れた支援【応用編】」 かすみがうらクリニック 臨床心理士 宗田 美名子 氏	7 4
平成 26 年 9 月 10 日（水） 13:30～16:00 三重県人権センター 大セミナー室	講義 「精神障がいを抱える高齢者への支援 ～津地域での実践から～」 取り組み紹介者 津保健所 地域保健課 精神保健福祉士 濱 幸伸 氏 津市 健康づくり課・久居保健センター 保健師 竹森 さわか 氏 津久居地域包括支援センター 社会福祉士 木下 由美子 氏 久居病院 地域連携福祉室 精神保健福祉士 花村 彩氏	5 4
合計(延べ人数)		2 4 1

③ 改正精神保健福祉法従事者研修

対象： 精神科病院（退院後生活環境相談員）、地域援助事業者（相談支援専門員・介護支援専門員）、市町・保健所精神保健福祉担当者など

実施日時・場所	内 容	受講者数
平成 27 年 1 月 29 日（木） 13:30～16:30 三重県津庁舎 大会議室	講義及び演習 ～精神保健福祉法について～ ① 支援者に求められていること こころの健康センター 三上 政和 ② 地域相談支援を活用した退院支援について 日本精神保健福祉士協会 相談支援政策提言委員会 副委員長 （埼玉県幸手保健所） 精神保健福祉士 有野 哲章 氏	84

④ その他（詳細は各事業該当ページを参照）

- 薬物相談ネットワーク整備事業： 教育研修会・薬物フォーラム
- ひきこもり対策事業： 支援者スキルアップ研修会
- 自殺対策事業： 相談窓口担当者研修会

(2) こころの健康センター施設研修

こころの健康センターの業務内容や施設について、研修依頼のあった外部の支援機関職員等を対象に、研修及び施設の視察を実施した。

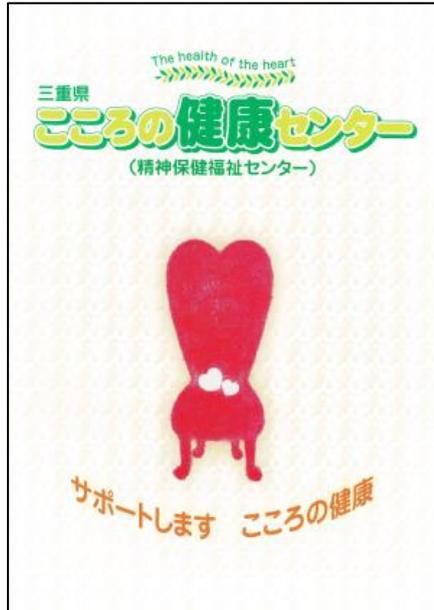
日 程	機関名	参加者数
平成 26 年 4 月 24 日	小児心療センターあすなろ学園	10
平成 26 年 12 月 8 日	こころの医療センター	8
平成 26 年 12 月 15 日	亀山市社会福祉協議会	10

### 3 普及啓発

精神保健福祉の知識、精神障がいへの正しい知識、県内の社会資源情報等について、普及啓発活動を実施した。

#### (1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発

案内リーフレットにより、こころの健康センターの機能の紹介に努めた。



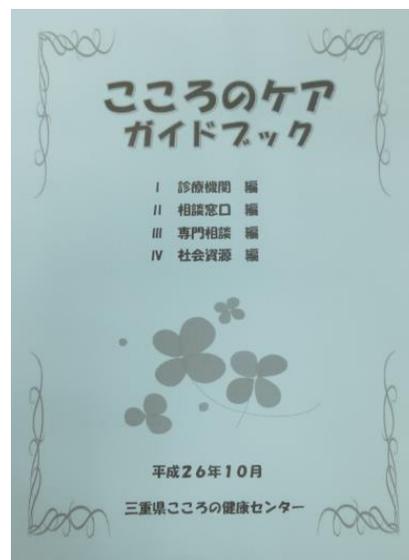
#### (2) 「こころのケアガイドブック」の改訂・発行

こころのケアガイドブックは、県内の精神保健医療福祉に関する社会資源情報を掲載した冊子として、平成14年3月に初版を発行した。

その後、平成18年には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、相談支援体制や福祉サービス制度が大幅に改正され、複雑な仕組みに変わった。

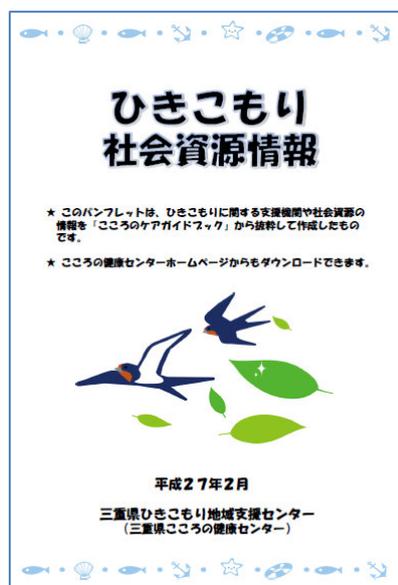
そのため、地域での支援に活用していたことを目的に、平成23年度に社会資源情報を整理し、「こころのケアガイドブック」を改訂・発行した。その後も毎年度改訂・発行を行い、精神保健福祉医療に携わる支援機関に提供している。

掲載項目は「診療機関編」「相談窓口編」「専門相談編」「社会資源編」となっている。平成26年10月版では特に依存症専門相談の内容充実を努めた。今年度も1,500部を作成し、関係支援機関等に配付した。また、ホームページにも情報を掲載し、その都度変更を加えて最新情報の提供に努めた。



### (3) 「ひきこもり社会資源情報」「依存症社会資源情報」の発行

こころのケアガイドブックから情報を抜粋した「ひきこもり社会資源情報」「依存症社会資源情報」を作成し、研修会・家族教室等で配付するとともに、面接相談でも相談者へ提供した。また、ホームページにも掲載している。



### (4) ホームページによる普及啓発

平成23年度にホームページの方向性を「啓発・情報発信の中核」と位置付け、充実させていくこととし、センター内事業の情報だけでなく県内の精神保健福祉全般の

情報を幅広く掲載するよう取り組んでいる。

また、研修会を開催した場合は可能な限り研修資料をホームページに掲載することや、更新時に過去の資料も保存して情報を蓄積していく「情報貯金箱」の取り組みを実施している。

なお、平成26年度は年間計89回更新し、タイムリーな情報提供に努めた。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

The screenshot shows the homepage of the Mie Prefecture Kokoro no Kenkou Center (Mental Health and Welfare Center). The header includes a search bar and the center's name. A navigation menu lists: トップページ, 自殺対策情報センター, ひきこもり地域支援センター, 依存症関連情報, こころのケアガイドブック, リンク集. The main content area features a sidebar with links like 'こころの健康センターのご紹介', 'ミッション・ビジョン', '沿革・事業概要', 'センターの仕事ガイド', '施設案内', '交通アクセス', '各事業・業務のご紹介', 'センター専門相談のご案内', and '依存症関連情報'. The main text area is titled '三重県こころの健康センターのご紹介' and describes the center's role in promoting social participation for people with mental health issues. A red heart icon is visible on the right side of the main text.

### 三重県内の社会資源情報

三重県内の精神診療機関・相談窓口・社会資源等の情報をご案内しています。各機関のホームページへのリンクも対応しています。

社会資源情報 ⇒ [こころのケアガイドブック](#)

I 診療機関編	(1) 精神科病院・クリニックの情報 詳細情報 (2) 認知症・デイケア・訪問看護 (3) 発達障がい・認知行動療法・セカンドオピニオン・女性医師対応・往診
II 相談窓口編	(1) 障がい者総合相談支援センター、指定一般相談支援事業所、市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター (2) 保健所、精神保健福祉センター、三重県精神科救急情報センター、カウンセリングルーム、その他の相談窓口
III 専門相談編	(1) ひきこもり専門相談 (2) 依存症専門相談（薬物依存症・アルコール依存症・ギャンブル依存症・摂食障害・その他の依存症） (3) 自殺予防・自死遺族相談
IV 社会資源編	(1) 精神障がい者 障がい福祉サービス事業所等 (2) 居場所機能、セルフヘルプグループ・活動、各種活動団体・関係機関等

### (5) メールマガジンの発行

当センターの業務内容や精神保健福祉に関する情報を関係機関に紹介するため、平成22年度からメールマガジン「センターだより『こころの健康』」を年4回発行している。

平成26年度は第17号から第20号まで発行した（「資料編」に掲載）。当センターのホームページにも掲載した。



	発行年月	内 容
第 17 号	平成 26 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： アルコール対策に関する最近の動向 ①</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介 「フリースクール 三重シュール（みえ不登校支援ネットワーク）」</li> <li>・ 連載コラム： 災害とこころのケア（その 12） 「障がい・病気（疾患）のある方への対応について」</li> <li>・ 平成 26 年度こころの健康センター研修事業実施計画</li> </ul>
第 18 号	平成 26 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： 9 月 10 日から自殺予防週間が始まります</li> <li>・ アルコール対策に関する最近の動向 ②</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 「ひきこもり支援者スキルアップ研修会 報告」</li> </ul>
第 19 号	平成 26 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： 「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重」 が開催されました！</li> <li>・ 連載コラム： 災害とこころのケア（その 13） 「こころの健康危機管理研修会の報告」</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 「ひきこもり家族教室（当事者体験談）報告と当事者の居場所紹介」</li> </ul>
第 20 号	平成 27 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特集： 3 月は自殺対策強化月間です</li> <li>・ 精神保健福祉法の改正後の現状とこれからの取り組みについて</li> <li>・ ひきこもり地域支援センター 「ひきこもり家族会（KHJ 親の会三重支部）が発足しました！」</li> </ul>

### (6) 職員による講演活動（再掲）

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的として、研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。（研修会・勉強会の実施主体別に掲載）

## 4 精神保健福祉専門相談

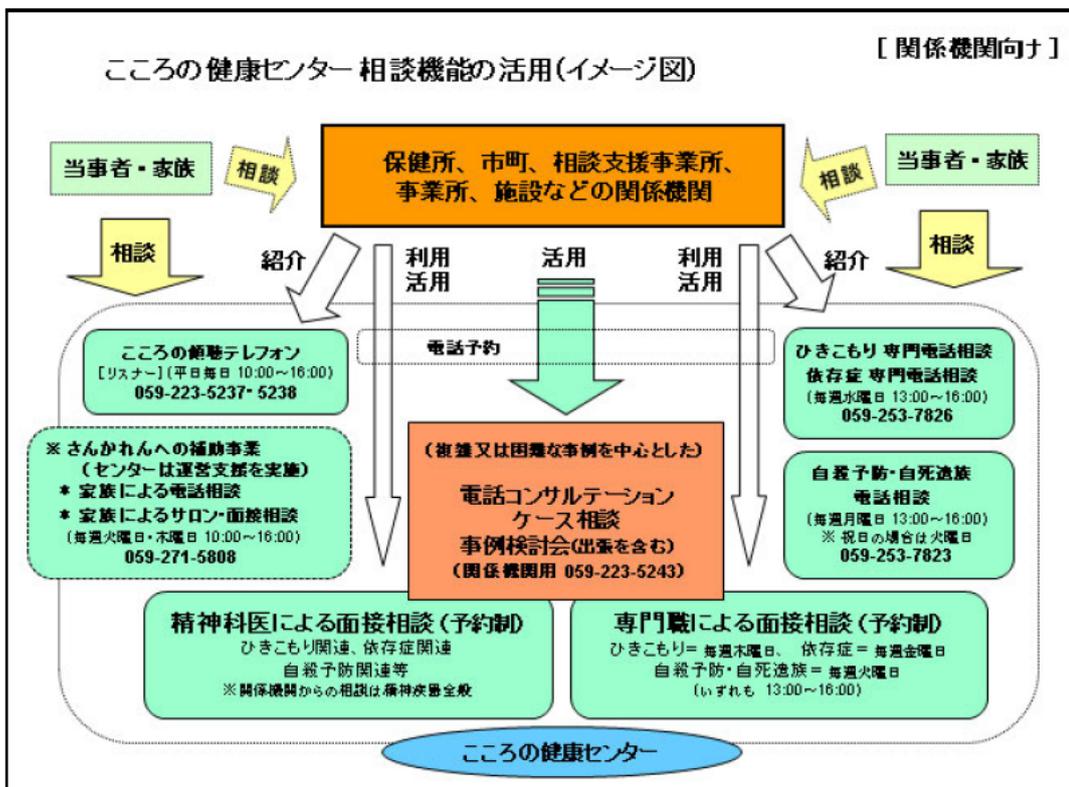
(専門相談へ移行した経緯)

こころの健康センターでは、県民から幅広く相談を受ける「精神保健福祉相談」を実施してきたが、電話相談の大部分は他の相談機関でも対応が容易な「一次的な相談」で占められており、精神保健福祉センターの専門性を活かした機能・役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であった。

そのため、平成22年度に県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について、所内に検討会を設置して1年間に及ぶ検討を行った。県内外の相談機関の現状を把握するとともに、精神保健福祉に携わる県内の支援機関にアンケートを実施（150箇所送付、うち回答105箇所）して、こころの健康センターに求められている役割を調査した。

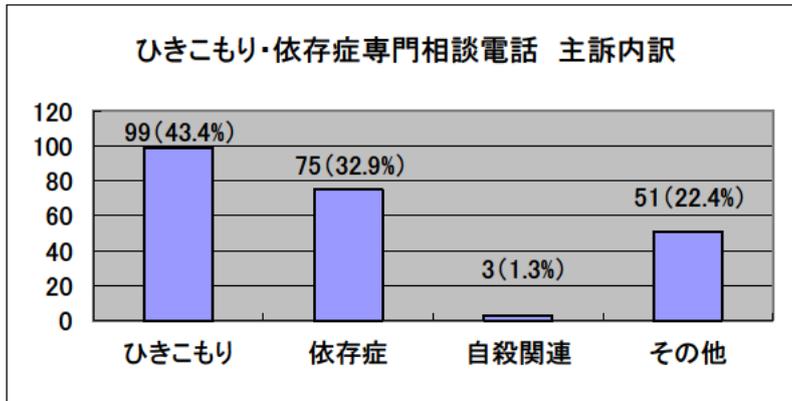
その結果、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」「専門的な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して、専門相談を中心とした新たな相談支援体制を構築し、平成23年度から実施している。

※ 平成23年4月1日からの相談機能（一部修正）



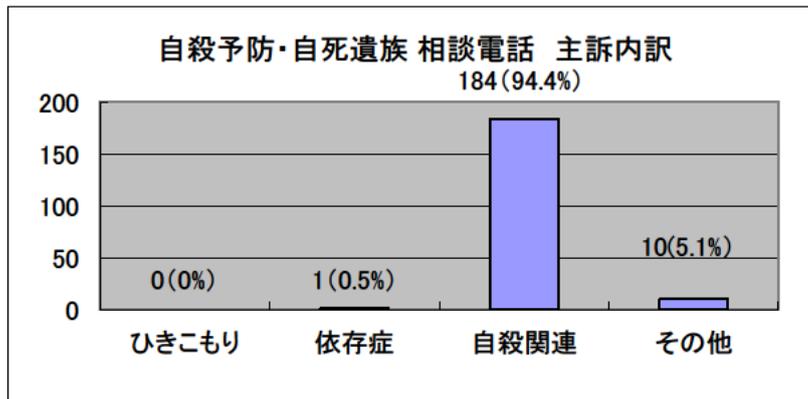
(1) 専門電話相談

① ひきこもり・依存症 専門電話相談 (毎週水曜日13:00~16:00)



- ★ 開設日数 50日
- ★ 相談件数 228件  
(全相談件数の43.2%)
- ★ 1日平均 4.6件  
(専門相談 3時間中)
- ★ 主訴が「ひきこもり」「依存症」の割合は計 76.3%となっている

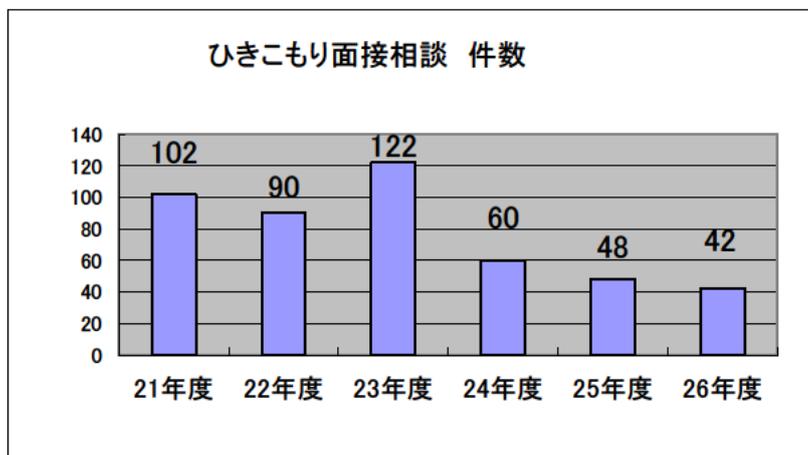
② 自殺予防・自死遺族 電話相談 (毎週月曜日13:00~16:00 ※祝日の場合は火曜日)



- ★ 開設日数 57日  
(統一ダイヤル相談日を含む)
- ★ 相談件数 195件  
(全相談件数の37.0%)
- ★ 1日平均 3.4件  
(専門相談 3時間中)
- ★ 主訴が「自殺予防・自死遺族」の割合は 94.4%となっている

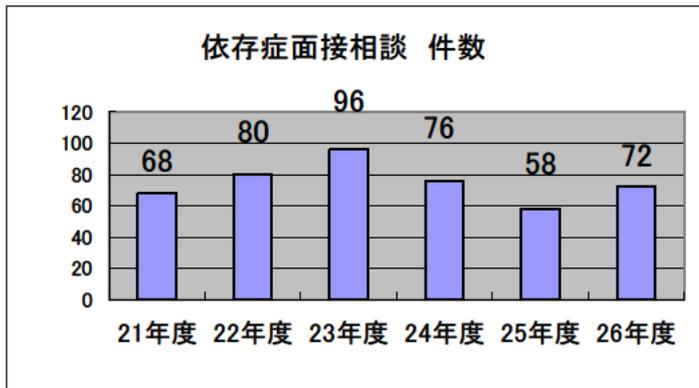
(2) 専門面接相談

① ひきこもり面接相談 (原則毎週木曜日)



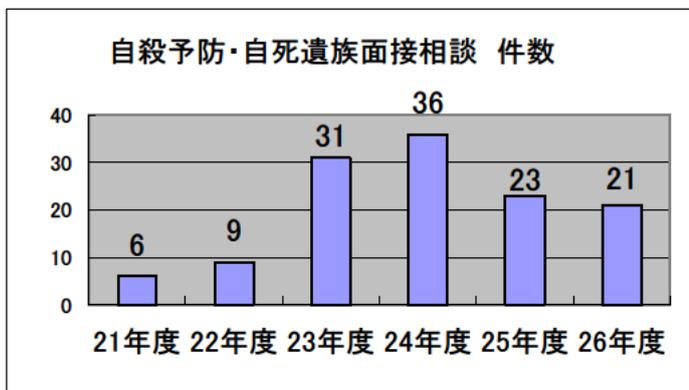
- ★ H21、22年度は「精神保健福祉相談」のうち、相談内容が「ひきこもり」の数
- ★ 主訴がひきこもり以外のものを含む、ひきこもり相談の全件数

② 依存症面接相談（原則毎週金曜日）



- ★ H21、22年度は「精神保健福祉相談」のうち、内容が「嗜癖(依存症)」の数
- ★ 主訴が依存症以外のものを含む、依存症相談全件数で比較している

② 自殺予防・自死遺族面接相談（原則毎週火曜日）



- ★ H21、22年度は「精神保健福祉相談」のうち、内容が「自殺関連」の数
- ★ 主訴が自殺関連以外のものを含む、自殺予防・自死遺族相談全件数で比較している

### (3) 全体の相談件数

表1 平成26年度 来所相談の受付経路

区 分	実人数	(再掲) 新規者の受付経路			
		保健所	市町村	医療機関	その他
計	78	1	3	2	51

表2 平成26年度 来所・電話相談の詳細

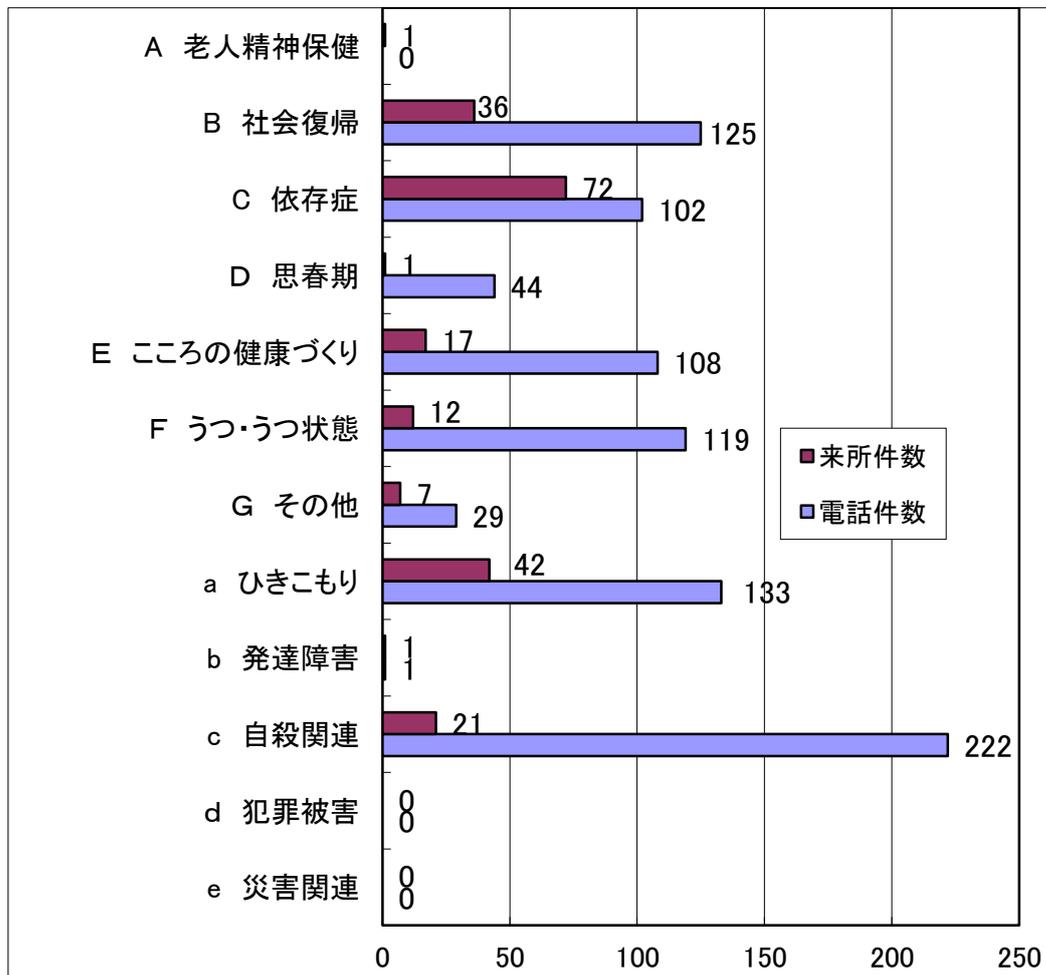
区 分	(再掲) 相 談																	
	実人数	延 人 数											計の再掲					
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	その他	計	ひきこもり	発達障害	自殺関連	の(再掲)遺族(自殺者)	犯罪被害	災害関連
来所相談	78	1	36	10	14	43	1	17	12	0	12	146	48	3	23	10	0	0
電話による相談	-	0	125	29	26	26	44	108	119	1	49	527	133	1	222	18	0	0

表3 相談者別相談件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
来所相談	316 (124)	373 (146)	278 (134)	230 (97)	281 (61)	187 (77)	145 (84)	146 (57)
電話相談 (関係者からの 相談含む)	1,492	1,600	1,487	1,453	497	433	507	527

( ) は新規数、平成23年度からは専門相談の件数

表4 精神保健福祉専門相談（来所・電話）の相談内容別 延べ件数



※ この件数は当センターで受けた全相談件数であり、専門相談日以外にセンターで相談を受けた件数も含む。※ a～eはA～Gの再掲。

#### (4) 特定相談指導事業（再掲）

##### ①思春期相談（思春期精神保健に関する相談指導等）

思春期は、中学生から大学生までの実年齢（13歳～22歳）で集計している。  
平成26年度の相談は延べ44件であった。

ひきこもり地域支援センターの開設、専門相談の実施により、相談件数は今後増加していくことが予想される。

##### ②アルコール相談（アルコール関連問題に関する指導等）

平成26年度の相談は延べ39件であった。

アルコール健康障害対策基本法、飲酒運転0（ゼロ）条例の制定、自殺問題・職域メンタルヘルスなどの今日的な課題から、アルコール問題への関心が高まっているため、相談件数は今後増加していくことが予想される。

## (5) こころの傾聴テレフォン

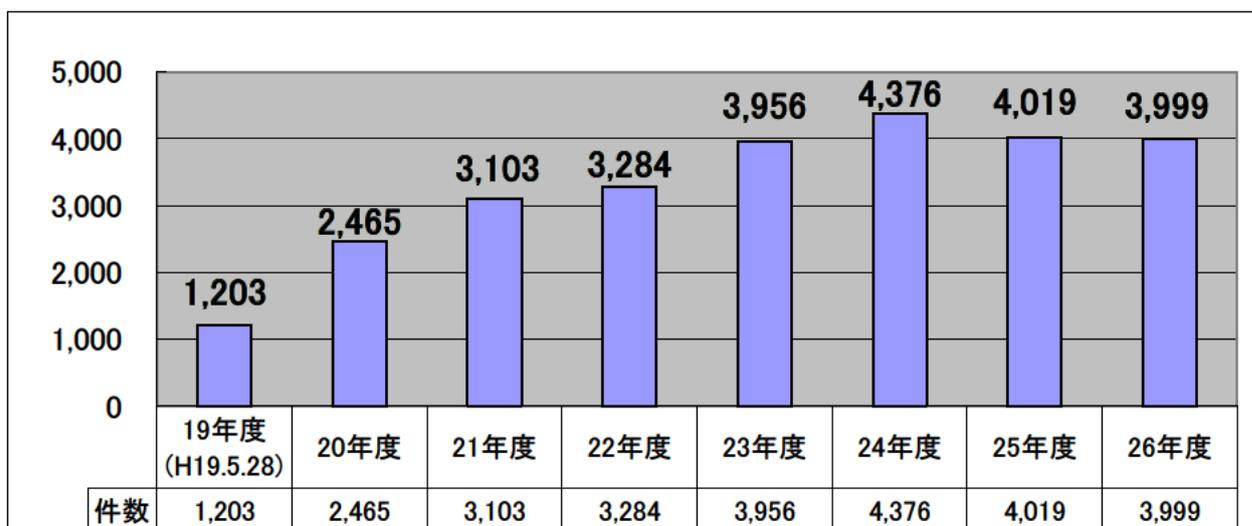
(開設に至った経緯)

平成13年度、こころの健康センターでは青年期・中壮年期におけるこころのケア実態調査を行った。この結果、メンタルヘルスに関する普及啓発、教育研修機能の強化、地域で気軽に相談できる体制づくりと関係者のネットワーク化が望まれていることが明らかになった。

このことから、三重県の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ21」の中で、メンタルヘルスが中心課題のひとつと位置づけられた。これに沿って平成14年度から「傾聴できる人・身近で話を聴くことのできる人」としての『リスナー』の養成がなされてきた。

平成19年度から、リスナー養成の目的に沿った「身近にある、話を聴く窓口」となることを目指して「こころの傾聴テレフォン」を開設、リスナーによる傾聴電話が開始された。

傾聴テレフォン着信状況（平成19年5月28日～平成27年3月31日）



平成19年度からの月別通話件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度		2	57	81	88	88	100	148	140	185	178	136
20年度	169	181	210	191	187	217	230	197	228	238	194	223
21年度	220	212	259	263	267	244	362	271	256	243	221	285
22年度	281	275	291	242	277	337	265	291	224	238	253	310
23年度	303	306	376	310	385	343	338	286	275	333	335	366
24年度	345	392	374	343	384	363	383	387	342	367	342	354
25年度	388	305	346	379	377	340	403	325	266	307	282	301
26年度	304	330	328	356	334	347	385	307	331	286	323	368

## 5 組織育成・支援

### (1) 家族会への支援

#### ① 三重県精神保健福祉会（さんかれん）

昭和44年8月に病院家族会「いすず会」が中心になり、「三重県精神障害者家族会連合会（三家連）」が設立された。社会資源がほとんどない時代から現在に至るまで、精神障がい者の社会復帰を目指した活動・取り組みを継続して行っている。

平成18年4月にはNPO法人化され「三重県精神保健福祉会（さんかれん）」となった。

平成21年度からは住宅保証人制度や就業支援に、平成23年度からは「家族のための家族相談（電話・面接・サロン）」や家族相談員研修会にも取り組んでいる。

#### ② 家族会（地域、病院、施設）

「さんかれん」の会員となっている県内の家族会は、地域家族会11箇所（うち1ヶ所休止中）、病院家族会2箇所、施設家族会2箇所であり、それぞれの地域で活動を行っている。

#### 【支援状況】

センターでは「さんかれん」運営への支援を随時実施するとともに、各種大会・研修会への参加を通じて、家族会への支援を行っている。

内 容	参加・支援回数
「さんかれん」への運営支援・家族相談への支援	随時
家族相談振り返り会への参加・運営支援	8回
理事会・総会・拡大部会への参加	6回
さんかれん大会等の実行委員会への参加・支援	2回
バレーボール大会等のイベント・準備会等への支援	2回

### (2) 精神保健福祉ボランティアへの支援

#### ① 三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会（こころのボランティア協議会）

平成11年度に7つの精神保健福祉ボランティアグループで構成する連絡協議会が発足した。現在は、月1回程度の運営委員会を開催し、ボランティア団体の相互の情報交換や精神障がい者の就労支援について意見交換を行っている。

#### ② 三重てのひら

平成元年から当センターで実施した、精神保健福祉ボランティア教室の修了生により、平成4年に結成された。平成15年度から当センターで実施されていたデイケアを引き継ぎ、毎月曜日に当事者サロン「ありんこ」を開催・運営している。

### 【支援状況】

センターでは、こころのボランティア協議会の運営を支援するとともに、「三重てのひら」が運営している当事者サロン「ありんこ」に参加するなど、ボランティアへの支援を行っている。

また、こころのボランティア協議会と津市社会福祉協議会の共催で、精神保健福祉の「ボランティアスクール」が実施された。センターは講座の企画・運営・会場の提供等の支援を行った。

内 容	参加・支援回数
こころのボランティア協議会への参加	4回
サロン「ありんこ」への参加・運営支援	随時
三重てのひら勉強会講話	1回
三重てのひら勉強会への協力・講師紹介・企画運営支援	2回

### (3) 当事者会・当事者グループへの運営支援

近年県内では、当事者会・当事者グループを立ち上げる動きや活動も活発になってきている。

センターでは、「こころのケアガイドブック」へ当事者会・当事者グループの活動内容を紹介するとともに、ホームページへも掲載している。

## 6 薬物相談ネットワーク整備事業

平成11年度から当センターを中核とした薬物相談ネットワーク整備事業を開始した。薬物依存症の問題で困っている家族・関係者が、薬物依存症について正しい知識を持ち、回復につながる対応を学び、孤立した状態から解放されるとともに、薬物依存症者自身の回復を動機づけることを目的に事業を実施している。

また近年、依存症は薬物だけでなく、ギャンブルやアルコールも社会問題化している。専門相談に加え、家族教室や研修会、講演会を実施している。

### (1) 依存症専門相談

- ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日） 102件  
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、依存症相談総数）
- ② 依存症専門面接相談（原則、毎週金曜日） 72件

（相談の内訳）

	薬物	ギャンブル	アルコール	その他
電話相談※	27	27	30	21
来所相談	14	43	10	5

※ 内訳は重複計上もあるため、合計は一致していない。

### (2) 家族教室

薬物だけでなく、様々な依存対象が精神保健福祉上の問題となるため、平成21年度から家族教室の名称を「薬物問題家族教室」から「依存症問題家族教室」と改め、原則、4月を除く偶数月の金曜日に開催している。

	実施日	内容	参加人数
①	6月13日	「依存症の理解」 三重県立こころの医療センター 医師 長 徹二 氏	9
②	8月22日	「家族の本人に対する関わり方 その.1」 センター職員	5
③	10月17日	「家族の本人に対する関わり方 その.2」 センター職員	6
④	12月5日	「家族にできること・できないこと」 京都府立大学 准教授 山野 尚美 氏	11
⑤	平成27年 2月20日	「当事者から見た回復とは」 三重ダルク職員	2

平成26年度実施回数 計5回、参加延人数33名

### (3) 薬物フォーラム（NPO法人三重ダルクとの共催）

日 時： 平成27年1月25日（日） 10:00～12:30  
場 所： 三重県人権センター 多目的ホール  
内 容： 講演及び対談  
テーマ 「依存症を知る 回復を考える」  
講演 「依存症を知る」  
講師 独立行政法人 国立病院機構 榑原病院 院長 村上優 氏  
対談 「依存症は回復するのか？それとも・・・」  
対談者 村上優氏、市川岳仁氏（NPO法人三重ダルク）  
対象者： 県民、当事者、家族、支援者（教育・医療・保健・福祉更生保護などに  
従事する者）  
参加者数： 300名

### (4) NPO法人との協働委託事業

地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有し、依存症者がより回復への道を歩むことを目的に、平成18年度からNPO法人三重ダルクとの協働委託事業を実施している。

#### ① 「地域依存症ネットワーク会議事例検討会」の開催

ネットワーク会議を実施した地域において、依存症問題を抱える当事者・家族を地域のネットワークで支えられるよう、関係機関同士の連携を強化するために、事例検討会を開催した。

実施地域： 県内3箇所（四日市・伊賀・熊野）  
対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
伊賀地域	平成 26 年 6 月 18 日（水） 14:00～16:00	伊賀庁舎第 6 会議室	20
熊野地域	平成 26 年 7 月 24 日（木） 14:00～16:00	熊野庁舎第 101 会議室	18
四日市地域	平成 26 年 9 月 30 日（火） 14:00～16:00	四日市庁舎第 11 会議室	20
合計（延人数）			58

## ② 「依存症ネットワーク連携強化会議」の開催

依存症問題を抱える当事者、家族を地域で支えられるよう、依存症を理解することにより、関係者のスキル向上をはかりネットワークを強化した。

実施地域： 県内3箇所（伊勢志摩・鈴鹿・松阪）

対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
伊勢志摩地域	平成26年12月19日（金） 14:00～16:00	伊勢庁舎 第402会議室	21
松阪地域	平成27年1月8日（木） 14:00～16:00	松阪庁舎 第33会議室	19
鈴鹿地域	平成27年1月14日（水） 14:00～16:00	鈴鹿庁舎 第47会議室	19
合計（延人数）			59

## ③ 「依存症ネットワーク会議」の開催（相談支援事業所を対象）

障がい者相談支援事業所を対象に依存症問題を理解することにより、スキルの向上をはかりネットワークを強化した。

実施地域： 県内1箇所（津地域）

対 象： 地域の関係機関（市、保健所、相談支援事業所、精神科病院）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
津地域	平成27年3月2日（月） 14:00～16:00	津庁舎 第64会議室	16

## ④ 「依存症に関する講演会」の開催

依存問題を抱える者が、一人の人間として、地域で生活していくためにはどのようなサポートが必要か考える機会とするために講演会を実施した。

開催日時： 平成27年2月13日（金）14時～16時30分

対象者： 地域の支援機関

場 所： 三重県生涯学習センター大研修室

内 容： 講演 「当事者を中心とした依存症治療・回復支援」

講師 埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬暢也氏

参加人数： 100名

## 7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

### （事業の経緯）

こころの健康センターでは、平成15年度に「ひきこもり等への相談・支援体制整備事業」により、ひきこもり等の相談事例の収集分析を実施した。その結果、就学終了とともに支援が途切れ、本人・家族共に、家庭内で問題を抱えながら長期にひきこもっている事例も少なくない現状が浮かび上がった。

そこで、平成16年7月から「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」として、ひきこもり相談等の対応困難な事例の支援体制の検討を行うとともに、「ひきこもりサポート事業」としてひきこもり支援を開始した。また、平成17年度からは民間精神科病院（総合心療センターひなが）への業務委託により「サポートセンター」を設置し、対応困難な事例への支援体制を整えた（平成18年度まで2年間）。

平成19年度から「こころの相談機関のためのサポートセンター機能」は当センター内に位置付けられた。また平成19年度から平成22年度までは、県民しあわせプラン第二次戦略計画の「みえ舞台づくり 若者の自立支援プログラム」の『ひきこもる若者の自立支援事業』として事業を実施した。

平成23年度からは「ひきこもり専門相談」を開始し、ひきこもり支援の専任の非常勤職員が配置された（平成24年度まで2年間）。

平成25年度から、地域におけるひきこもり者支援体制の整備を推進すること等を目的として、当センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」が設置された。平成25年6月から毎月1回運営会議を行い、事業の効果的な実施に努めている。

### （1）ひきこもり専門相談

#### ① ひきこもり専門電話相談（毎週水曜日） 133件

（専門電話以外に相談のあった件数を含む、ひきこもり相談総数）

#### ② ひきこもり専門面接相談（原則、毎週木曜日） 42件

	計	内 訳			
		精神疾患 の疑い	発達障がい の疑い	パーソナリティ障がい の疑い	その他
電話相談	133	44	9	0	80
来所相談	42	17	4	0	21

## (2) 家族教室・家族のつどい

### ① ひきこもり家族教室

ひきこもり問題を抱える家族が、正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し学ぶことによって問題解決能力の向上をはかり、本人の状態改善に役立てることを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族

期 間： 平成26年7月～平成27年1月 14時～16時 (全4回)

参加者： 延べ 20人参加

	日 程	内 容	参加人数
①	7月10日	オリエンテーション「ひきこもりとは」 センター職員	3
②	9月11日	家族のグループセッション 三重県立こころの医療センター 臨床心理士 榊原 規之 氏	4
③	11月13日	ひきこもり体験談 ひきこもり当事者	11
④	平成27年 1月8日	地域の社会資源と社会参加について センター職員	2

### ② 家族のつどい

ひきこもり問題を抱える家族同士での交流や情報交換を基本とし、共通する悩みや不安について一緒に考えたり、話し合ったりすることを通して学びあうことを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族

昨年度までの家族教室への継続参加者

日 時： 平成26年5月15日・6月19日 (全2回)

参加者： 延べ 21人参加

内 容： フリートーク (家族同士の話し合いや意見交換を中心に行う)

### ③ 自主的なつどい「虹の会」運営支援

平成25年度「家族のつどい」への参加者を中心に、「自主的なつどい」の開催を働きかけた。

その結果、平成26年1月から毎月開催されるに至り、センターは運営支援を行っている。現在は自主的なつどい「虹の会」として毎月1回開催されている

開催日： 毎月第3木曜日 (5月・6月はセンター主催「家族のつどい」開催のため開催せず)

参加者： 延べ 62人参加

### (3) 研修会

#### 支援者スキルアップ研修会

##### (第1回)

日 時：平成26年7月22日（火）13時30分～16時

場 所：三重県合同ビル G301会議室

内 容：講演 「ひきこもりの理解と支援 ～基本的な知識と支援方法～」

講師 三重県立看護大学 准教授 船越 明子 氏

参加者：66名

(行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等)

##### (第2回)

日 時：平成26年8月5日（火）13時30分～16時

場 所：三重県合同ビル G301会議室

内 容：講演 「ひきこもり支援の実際 ～地域ではぐくむひきこもり支援～」

講師 愛知県知多市社会福祉協議会 河村 康英 氏

参加者：70名

(行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等)

### (4) 関係機関との連携

#### ① ひきこもり支援ネットワーク会議の開催

県内のひきこもり支援が円滑に推進され、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、ひきこもり者及び家族への支援に携わる関係機関が連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に開催した。

日 時：平成26年10月21日（木）13時30分～16時45分

場 所：三重県津庁舎6階 64会議室

参加者：26名（行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等）

#### ② みえ不登校支援ネットワークへの参画

「交流会議」に参加 2回

「フォーラム」に参加 1回

### (5) 普及啓発

#### ① ホームページによる情報発信

「ひきこもり支援情報ポータルサイト」を平成23年4月に開設し、ひきこもり支援に関する情報の発信に努めた。

#### ② 「ひきこもり社会資源情報」の作成・配付

こころのケアガイドブックから情報を抜粋した「ひきこもり社会資源情報」を作成し、研修会・家族教室等で配付するとともに、ホームページにも掲載した。

### ③ メールマガジンによる啓発

当センターメールマガジンへ、平成 25 年度から「ひきこもり地域支援センター」からの発信記事を掲載している。平成 25 年度は発行全 4 回で掲載し、各関係機関へ啓発を行った。

(平成 26 年度の掲載)

平成 26 年 6 月発行 (第 17 号)

地域の相談機関紹介

「フリースクール三重シュレー (みえ不登校支援ネットワーク)」

平成 26 年 9 月発行 (第 18 号)

「ひきこもり支援者スキルアップ研修会 報告」

平成 26 年 12 月発行 (第 19 号)

「ひきこもり家族教室 (当事者体験談) 報告と当事者の居場所紹介」

平成 27 年 3 月発行 (第 20 号)

「ひきこもり家族会 (KHJ 親の会三重支部) が発足しました！」

### (6) 先進県・民間支援機関の視察

県外で活動する、ひきこもりの民間支援機関による支援や活動内容を学ぶことで、三重県での支援・活動の方向性を定め、関係機関の連携や社会資源の発掘等に繋げることを目的に、視察を実施した。

NPO 法人オレンジの会 (名古屋市) 平成 26 年 6 月 24 日 (火) 実施

- 「交流広場ライフアート (地域活動支援センター)」
- 「ISIS 名古屋 (就労継続 B 型事業所)」
- 「情報センター NOAH (就労移行支援事業所)」

## 8 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）

当県の自殺者数は、平成 10 年に 452 人と大幅に増加（人口動態統計）し、その後は 400 人前後で推移してきた。自殺対策の取り組みから、全国的には平成 24 年に警察庁統計、人口動態統計ともに自殺者数が 3 万人を下回り、三重県でも人口動態統計で平成 25 年は 348 人と、平成 10 年以降で最も低い値となった。

三重県における自殺対策を地域社会全体で総合的かつ効果的に推進するため、平成 21 年 3 月に「三重県自殺対策行動計画」が策定された。さらに平成 24 年 8 月に見直された「自殺総合対策大綱」をふまえ、平成 25 年 3 月に「第 2 次三重県自殺対策行動計画」が策定された。

内閣府は平成 21 年度に「地域自殺対策緊急強化交付金」を創設した。それにより三重県では基金を造成し、さらに自殺対策事業に取り組むことになった。

当センターでは、平成 23 年度に「三重県自殺対策情報センター」を設置。専任職員として「自殺対策情報センター支援員」（非常勤 1 名）を配置し、相談機能を強化した。

また同年度から、「メンタルパートナー」を養成するための指導者研修を実施し、自殺に関する知識の普及と人材養成にあたっている。



三重県自殺対策ロゴマーク

### （1）自殺予防・自死遺族相談

① 自殺予防・自死遺族電話相談（毎週月曜日 ※祝日の場合は火曜日） 184 件

② 自殺予防・自死遺族面接相談（原則、毎週火曜日） 21 件

来所相談の内訳

	本人	家族	自死遺族	合計
面談件数	10	4	7	21

③ 全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルへの参加

「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間の開始 1 週間」の平日 13 時～16 時まで、内閣府が実施している全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルに参加した。

## (2) 自死遺族支援

### ① 自死遺族の集い（わかちあいの会）の開催

突然亡くなった大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場所とするため、自死遺族の集いを開催した。

日 時： 奇数月第4土曜日 13時30分～15時30分

場 所： こころの健康センター図書資料室もしくはストレスケアルーム

対 象： 家族を自死で亡くされた方

(自死された方の親・配偶者・兄弟姉妹・子ども)

協力機関： 三重いのちの電話協会・国際ビフレンダーズ熊野自殺防止センター

参加者数： 第1回 平成26年 5月24日(土) 5名(うち新規0名)

第2回 平成26年 7月26日(土) 7名(うち新規0名)

第3回 平成26年 9月27日(土) 5名(うち新規1名)

第4回 平成26年 11月22日(土) 6名(うち新規0名)

第5回 平成27年 1月24日(土) 6名(うち新規0名)

第6回 平成27年 3月28日(土) 7名(うち新規0名)

### ② 自死遺族支援者研修

自死遺族に関わる様々な分野の関係者・相談窓口担当者・ボランティアなどが、自死遺族の抱えている問題や現状、及び自死遺族の悲嘆反応などについて理解を深め、望ましい対応や支援を学ぶことで、自死遺族のニーズに応えられるようにするため、自死遺族支援者研修を実施した。

日 時： 平成26年7月15日(火) 13:30～16:30

場 所： 三重県津庁舎 大会議室

内 容： ア. 講義及び質疑応答

「自死遺族の悲嘆からの再生のために～私たちにできること～」

講師 NPO法人グリーンケア・サポートプラザ理事長

北千住旭クリニック(精神科)心理カウンセラー

NPO法人国際ビフレンダーズ・東京自殺防止センター

理事ビフレンダー 加藤 勇三 氏

イ. グループワーク

テーマ「自死遺族支援、私たちにできること」

助言者 加藤 勇三 氏

対 象： 保健・医療・福祉の関係者、行政や民間の相談窓口担当者、教育・労働・法律・消防・警察など様々な分野で自殺予防・自死遺族支援に取り組んでいる方

受講者：58人

### ③ 普及啓発（リーフレットの設置）

自死遺族支援のためのリーフレットを作成し、平成 26 年度末現在で自治体・医療機関・企業等 426 機関に設置の協力を得ている。

## （3）講演会・研修会

### ① 相談窓口対応力向上研修

自殺には様々な要因が関係している。その為、自殺対策を推進していくには幅広い分野において適切な対応ができる人材養成が大切である。

相談窓口担当者は、多岐にわたる自殺に関する相談を受けることもあり、重い相談内容にどのように対応したらよいか、戸惑ってしまうことが多い。そこで、自殺予防相談の基本、その相談を受ける時の注意、関係機関へのつなぎ方や連携の取り方について理解を深め、相談窓口対応力の向上を図ることを目的に研修会を実施した。

対 象： 法律・労働・生活・医療・福祉・保健機関等で相談業務に従事している方、団体等で自殺関連相談を受ける機会のある方

日 時： 平成 26 年 11 月 19 日（水）10:00～16:00

場 所： 三重県人権センター 大セミナー室

内 容： 講義及び演習

テーマ：「希死念慮のある相談者への対応」

～ひとりの相談者に向き合うとは、援助者の役割を理解する～

講 師： 特定非営利活動法人 メンタルケア協議会

理事（精神保健福祉士） 西村 由紀 氏

参 加： 41 名

### ② 自殺未遂者支援者研修

自殺未遂者支援モデル事業を実施するにあたり、モデル事業協力病院のに対して自殺に関する基本的なことを理解し、アセスメントができるように研修を実施した。

対 象： 社会医療法人畿内会岡波総合病院 医療ソーシャルワーカー 3 名

日 時： 平成 27 年 3 月 17 日（火）16:30～17:40

場 所： 岡波総合病院

内 容： 講義及び演習

自殺未遂者への対応とアセスメントシートの使い方

#### (4) メンタルパートナー養成事業

平成23年度から、自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人材として「メンタルパートナー」を養成した。

メンタルパートナーは「メンタルパートナー指導者」が養成し、当センターでは「メンタルパートナー指導者養成研修」を実施している。

##### ①メンタルパートナー指導者の養成状況

平成26年 5月15日(木) 津庁舎 32名

##### ②メンタルパートナー指導者フォローアップ研修の養成状況

メンタルパートナー指導者について、フォローアップ研修を実施した。身近なメンタルパートナーの養成から、さらに「必要に応じて関係機関と連携して支援すること」、「問題解決するために支援先につなぐ役割」を果たす人材を養成するためのステップアップ研修が企画・実施できるようメンタルパートナー指導者フォローアップ研修を企画した。研修受講者には、研修で使用した資料を電子媒体で渡し、ステップアップ研修実施時に指導者が自分でアレンジできるようにした。

##### ア. 実施状況

平成26年5月29日(木) 津庁舎 10名

平成26年6月 5日(木) 津庁舎 6名

合計 16名

##### ③メンタルパートナー養成状況

ア. 保健所、市町、団体等実施分 4, 394名

イ. 健康づくり課、こころの健康センター、その他実施分 417名

合計 148回 4, 811名

##### ★地域別内訳

桑名管内 892名 四日市市 907名 鈴鹿管内 214名

津管内 269名 松阪管内 434名 伊勢管内 972名

伊賀管内 358名 尾鷲管内 242名 熊野管内 106名

本庁 0名 こころ 164名 その他 253名

★平成25年度養成数24, 336名+26年度養成数 4, 811名

累計 29, 147名

##### ④メンタルパートナーステップアップ研修

平成26年8月7日(木) 県社協相談研修 124名

平成27年2月5日(木) 3月5日(木) 2回コース

ボランティア自主研修 16名(伊勢保健所技術支援)

平成26年12月17日(水) ボランティア・自治会 4名 鈴鹿保健所実施

## (5) 普及啓発

### ① 街頭キャンペーン

<自殺予防週間>

日時：平成26年9月10日（水）7：30～8：30

場所：津駅西口・東口周辺

内容：啓発用ティッシュ及びパンフレットの配布約2,700名、のぼり立て

実施機関：健康づくり課、こころの健康センター

協力：三重いのちの電話協会

<自殺予防月間>

日時：平成27年3月2日（月）7：30～8：30

場所：津駅西口・東口周辺

内容：啓発用ポケットティッシュの配布、のぼり立て

実施機関：健康づくり課、こころの健康センター

協力：三重いのちの電話協会

### ② 自殺予防普及啓発コーナー設置

<自殺予防週間>

日時：平成26年9月10日（水）～9月19日（金）

場所：津庁舎ロビー（津保健所と合同設置）

内容：ポスター展示、のぼり立て、パンフレット、リーフレット、ポケットティッシュ等の持ち帰り

<自殺予防月間>

日時：平成27年3月19日（木）～3月27日（金）

場所：津庁舎ロビー（津保健所と合同設置）

内容：自殺統計・自殺予防のパネル展示、ポスター展示、のぼり立て、パンフレット、リーフレット、ポケットティッシュ等の持ち帰り

### ③ 県民健康の日記念イベントにおける啓発

ワンコインコンサート「こころの絆づくりチャリティ・コンサート」

日時：平成26年8月29日（金）11時30分～12時30分

場所：三重県文化会館大ホール

内容：vol.51 ドイツからの優美な贈り物

クロマティック・ハーモニカ&アコーディオン

竹内直子&アンドレアス・ネーベル

自殺予防普及啓発コーナー設置

（健康づくり課・こころの健康センター・三重いのちの電話協会他）

参加：990名

④うつ病を知る日県民公開講座

日時：平成26年10月26日（日）13：00～16：00

場所：三重大学医学部 臨床第3講義室

テーマ：「うつ・睡眠・アルコールーうつの効果的な対策ー」

内容：講演①うつ病の上手な予防と治療

講師：防衛医科大学校病院 病院長 野村 総一郎 氏

講演②アルコールとうつ病の深～い関係

講師：独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター

副院長 松下 幸生 氏

講演③睡眠とうつ病の深～い関係

講師：国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

精神生理研究部 部長 三島 和夫 氏

討論

座長：一般社団法人うつ病の予防・治療日本委員会 副理事長

国立精神・神経医療研究センター 総長 樋口 輝彦 氏

対象：県民

参加：247名

⑤ホームページ・メールマガジン等での情報提供

こころの健康センターのホームページ内の自殺対策情報センターのコーナーに自殺に関する統計情報を掲載するようにした。研修会の案内や相談窓口の掲載、センターやガーベラ会が開催するわかちあいの会の情報などを発信した。また、年4回こころの健康センターで発行するメールマガジンに、自殺対策・自殺予防に関連する記事を掲載した。（9月・3月 発行分）また、「こころの健康だいじょうぶ」のパンフレットや「こころのケアガイドブック」を作成し、関係機関に配付し、関連情報の周知を図った。

（6）関係機関との連携及び技術支援

自殺対策を地域全体で総合的かつ効果的に推進するため、県庁自殺対策主管課の健康づくり課と協力し各関係機関や団体との会議を開催、委員として参加するなどして関係機関との連携を図った。

- 三重県自殺対策推進部会
- 三重県自殺対策推進会議
- 三重県自殺未遂者支援検討会
- 三重県多重債務者対策協議会・多重債務者無料相談会への協力
- 市町・保健所自殺対策担当者会議
- 各地域自殺・うつ対策ネットワーク組織への参加支援

- ユース・メンタルサポートセンターMIE（こころの医療センター）への協力  
事例検討会・シンポジウム
- 全国自死遺族支援者フォーラムでの三重県活動報告 等

## 9 こころの健康危機管理事業

近年、自然災害・大規模事故災害・衝撃的な事件等、予測を超える事象の発生により、こころに傷を負った人たちに対する「こころのケア」の必要性が広く認識されてきている。

災害等発生時の「こころのケア」に対応できるよう、知識の普及啓発及び人材育成を行うことを目的として取り組んだ。

### (1) こころの健康危機管理研修会の開催

今回の研修では、こころのケガの応急手当である「サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）」について取り上げた。「サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）」は、「心理的応急処置」と呼ばれ、被災者がさらなる心理的ダメージを受けることを防ぎ、安全なサポートを提供するために行う支持的な（ささえる、うけとめる）対応のことである。

精神保健福祉の関係者等がこころのケア活動を行う際に必要な「こころのケガ」の回復を助けるための方法を知り、各所属や地域において活用を図ることを目的として開催した。

日 時： 平成26年11月28日（金）13:30～16:30

場 所： 津庁舎 大会議室

対 象： 市町、保健所、精神科病院、精神科クリニック、障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所(施設)、地域包括支援センター、その他こころの健康危機管理業務に従事する者、危機管理責任者及び組織を管理するもの

参加者： 56名

内 容： 講義及び演習

災害時のこころのケア

こころの応急手当「サイコロジカル・ファーストエイド(PFA)」を知る

講 師： 国立精神・神経医療研究センター

災害時こころの情報支援センター 研究員 大沼 麻実 氏

### (2) メールマガジンによる普及啓発

当センターメールマガジンへ平成24年度から『災害とこころのケア』を連載コラムとして掲載した。平成26年度も2回掲載し、各関係機関へ啓発を行った。

(平成26年度の掲載)

平成26年 6月発行（第17号）： 「障がい・病気（疾患）のある方への対応について」

平成26年12月発行（第19号）： 「こころの健康危機管理研修会の報告」

## 10 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は「医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査」及び「精神科病院に入院中の者又はその家族等からの退院・処遇改善の請求の審査」を実施している。こころの健康センターは事務局として精神医療審査会の運営・事務を行っている。

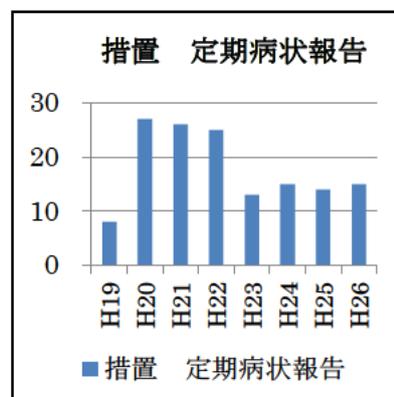
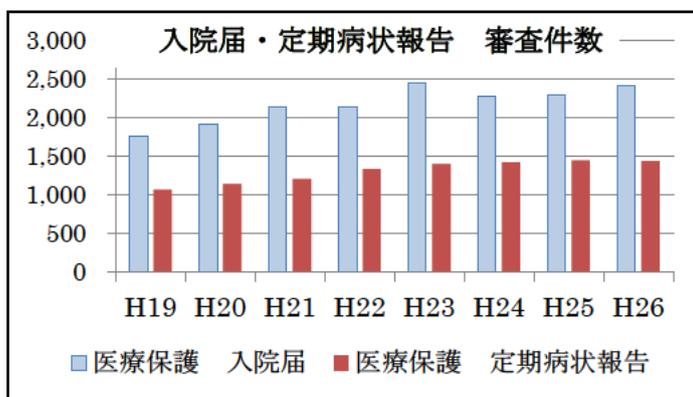
### (1) 入院届・定期病状報告の審査

#### ① 入院届・定期病状報告の審査状況

医療保護入院者の入院届	措置入院者の定期病状報告書	医療保護入院者の定期病状報告書	計	審査結果		
				現入院形態での継続	他の入院形態へ移行	入院継続の必要なし
2,421	15	1,443	3,879	3,879	0	0

#### ② 入院届・定期病状報告の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
医療保護入院者入院届	1,757	1,913	2,136	2,144	2,446	2,275	2,300	2,421
結果:他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
医療保護入院者定期病状報告書	1,145	1,208	1,338	1,402	1,423	1,450	1,426	1,443
結果:他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
措置入院者定期病状報告	8	27	26	25	13	15	14	15
結果:他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	2,910	3,148	3,500	3,571	3,882	3,740	3,740	3,879



平成26年度の審査件数は、医療保護入院者入院届 2,421件、定期病状報告1,443件、措置入院者の定期病状報告 15件であり、審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。

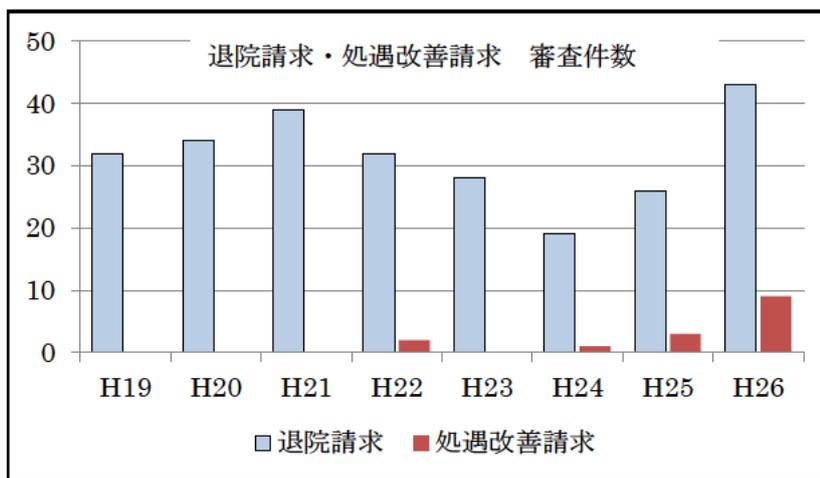
## (2) 退院請求・処遇改善請求の審査

### ① 退院請求・処遇改善請求の審査状況

請求 件数	請求者	請求内容	請求 取下 件数	審査 件数	実地 調査 件数	書面 調査 件数	審 査 結 果
52	入院者本人 52件	退院請求 43件	8	35	33	2	現在の入院形態継続 35件
		処遇改善請求 9件	0	9	9	0	現在の処遇適当 9件

### ② 退院請求・処遇改善請求の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
退院請求	32	34	39	32	28	19	26	35
結果：入院・処遇が不適當	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
処遇改善請求				2		1	3	9
結果：入院・処遇が不適當				(0)		(0)	(0)	(0)
計	32	34	39	34	28	20	29	44

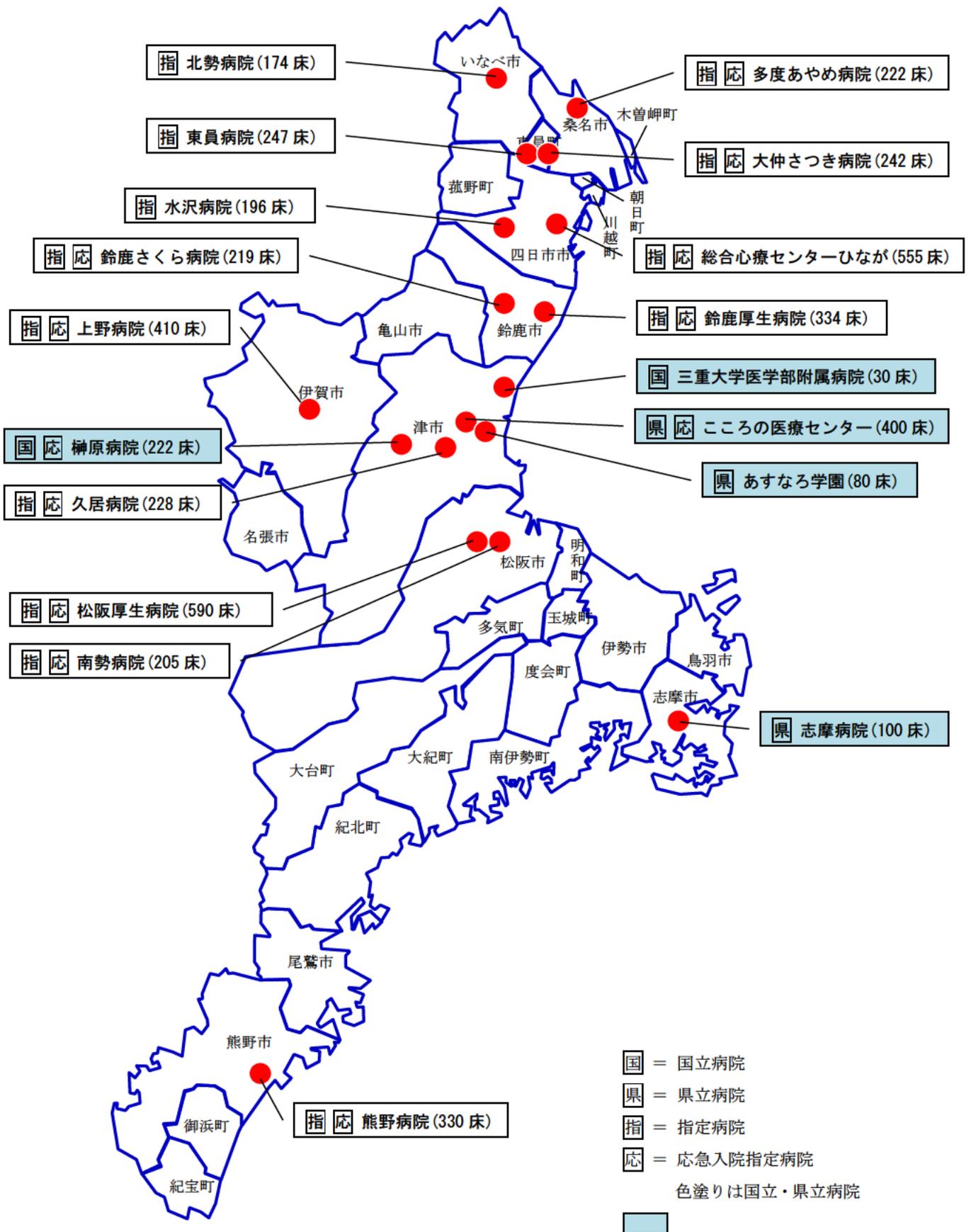


平成26年度の審査件数は44件、うち退院請求が35件、処遇改善請求は9件であった。退院請求・処遇改善請求 44件のうち、42件は実地調査（意見聴取）を実施し、前回請求から6ヶ月以内の再請求の2件は書面による調査を実施した。

審査結果は、すべて「現在の入院形態継続・処遇適当」と判断された。

(3) 参考資料

① 三重県の精神科病院一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在） 18 病院・4,784 床



② 精神科病床数の推移

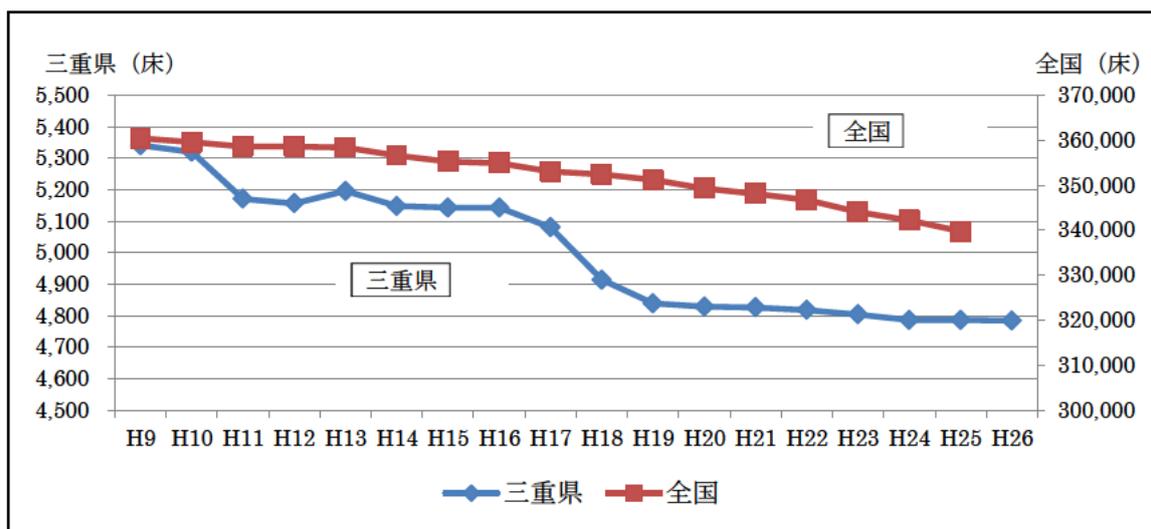
年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14
三重県	5,341	5,320	5,171	5,157	5,196	5,148
全 国	360,432	359,563	358,597	358,388	356,621	355,923

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
三重県	5,143	5,143	5,081	4,914	4,839	4,829
全 国	355,269	354,923	353,028	352,437	351,188	349,321

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
三重県	4,826	4,818	4,804	4,786	4,786	4,784
全 国	348,121	346,715	344,047	342,194	339,780	

※ 三重県（H13～）は保護室含む（医療法上の精神病床数）

※ 全国：厚生労働省医療施設調査



③ 入院患者の状況（厚生労働省 精神保健福祉資料 6月30日調査から）

表1 入院患者数の推移（入院形態別）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
措置入院	18	11	21	16	15	15	14	18
医療保護入院	1,517	1,648	1,705	1,882	1,995	1,988	1,998	2,026
任意入院	3,022	2,809	2,693	2,588	2,469	2,386	2,255	2,180
その他	40	14	33	34	29	27	27	24
合 計	4,597	4,482	4,452	4,520	4,508	4,416	4,294	4,248

表2 入院患者数（年齢別）

年代	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
20歳未満	87	80	87	93	93	94	94	81
20～39歳	519	573	465	459	443	417	399	379
40～64歳	2,183	2,058	2,041	1,971	1,929	1,854	1,775	1,737
65歳以上	1,808	1,771	1,859	1,997	2,041	2,051	2,026	2,051
合 計	4,597	4,482	4,452	4,595	4,508	4,416	4,294	4,248

表3 入院患者数（疾患別）

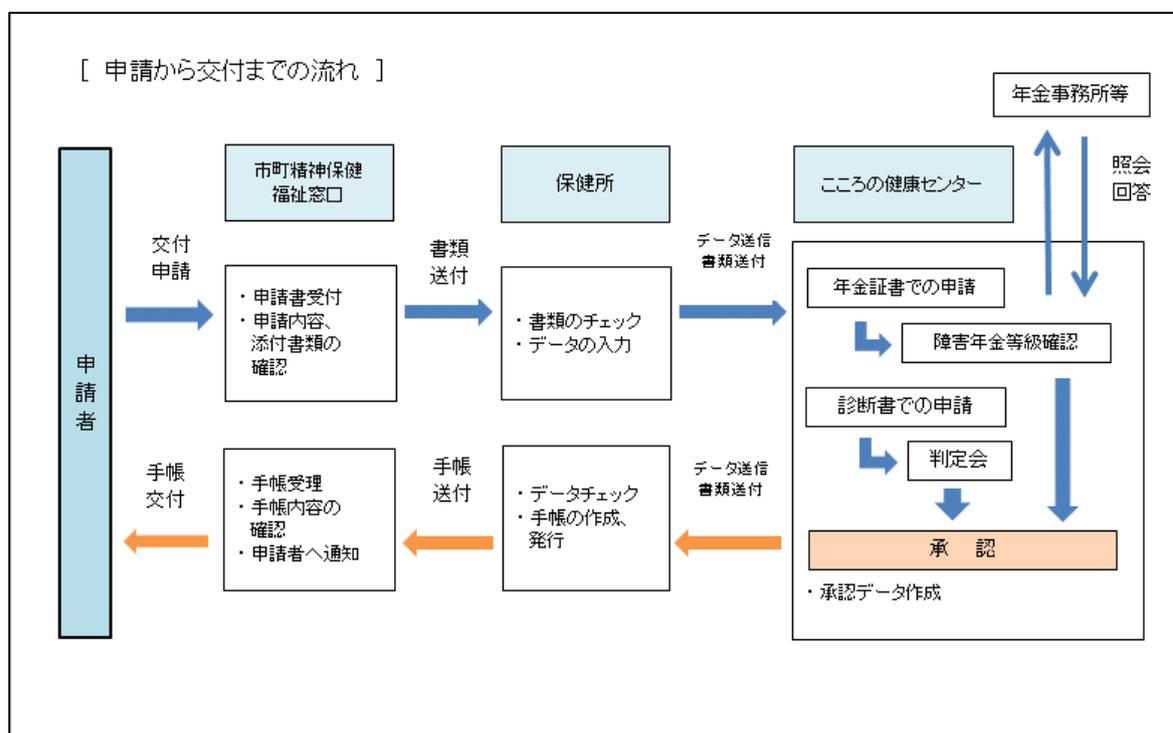
疾患	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
F0 症状性を含む器質性精神障害	578	565	617	719	831	836	799	764
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	177	155	154	150	120	136	143	141
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,988	2,932	2,901	2,849	2,815	2,708	2,675	2,074
F3 気分（感情）障害	324	323	330	338	355	365	326	318
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	132	82	69	59	56	77	66	49
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	31	77	32	31	28	21	21	17
F6 成人の人格及び行動の障害	27	24	19	34	21	17	13	13
F7 精神遅滞	149	147	144	133	121	108	85	100
F8 心理的発達の障害	30	43	47	52	54	52	57	52
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	36	38	35	24	32	22	30	28
てんかん （F0に属さないものを計上）	80	37	42	46	39	47	40	34
その他	45	59	62	85	36	27	39	28
合 計	4,597	4,482	4,452	4,520	4,508	4,416	4,294	4,248

## 1.1 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、「診断書添付」によるものと「年金証書（写）添付」によるものの2種類がある。

「診断書添付」によるものは判定会で判定を行い、「年金証書（写）添付」によるものは年金事務所等に障害年金受給の有無及び等級などを照会し、各々おおむね月2回の承認事務を行っている。



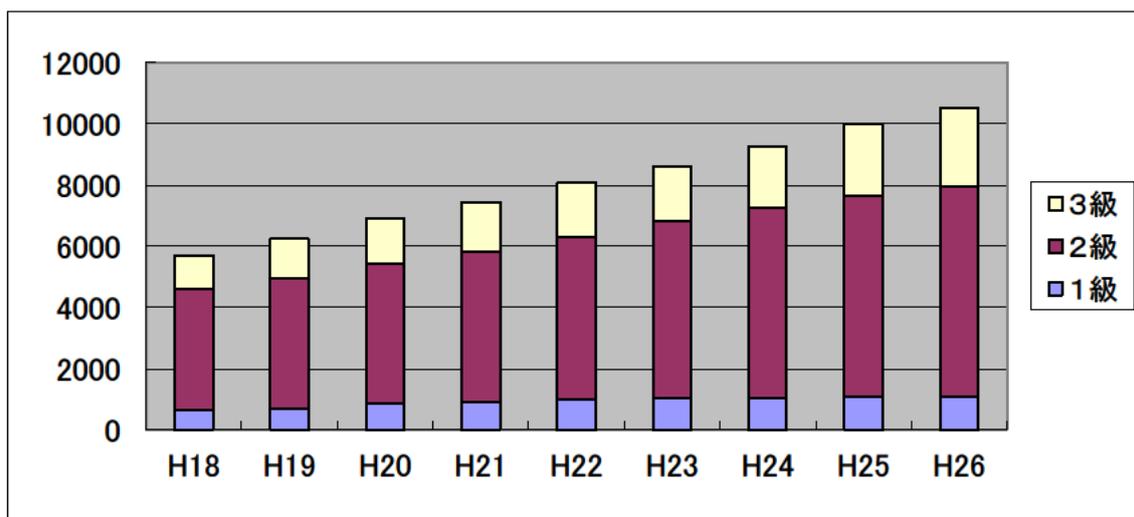
(1) 平成26年度 交付状況

	診 断 書	年 金 証 書	合 計
交 付 者 数	3,113	2,312	5,425
うち新規	1,029	273	1,302
うち更新	2,084	2,039	4,123

平成26年度中の交付者数5,425件のうち、新規は1,302件で24.0%を占めており、昨年度の28.1%に比べ微減となっている。申請の方法は診断書によるものが57.3%、年金証書によるものが42.7%であった。

(2) 手帳の所持者数 (各年度末)

年度 等級	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1 級	662	716	857	931	1,010	1,060	1,057	1,073	1,088
2 級	3,963	4,244	4,567	4,871	5,281	5,753	6,224	6,585	6,874
3 級	1,089	1,285	1,466	1,628	1,782	1,799	1,963	2,342	2,573
計	5,714	6,245	6,890	7,430	8,033	8,612	9,244	10,000	10,535
伸び率	106%	109%	110%	108%	108%	107%	107%	108%	105%



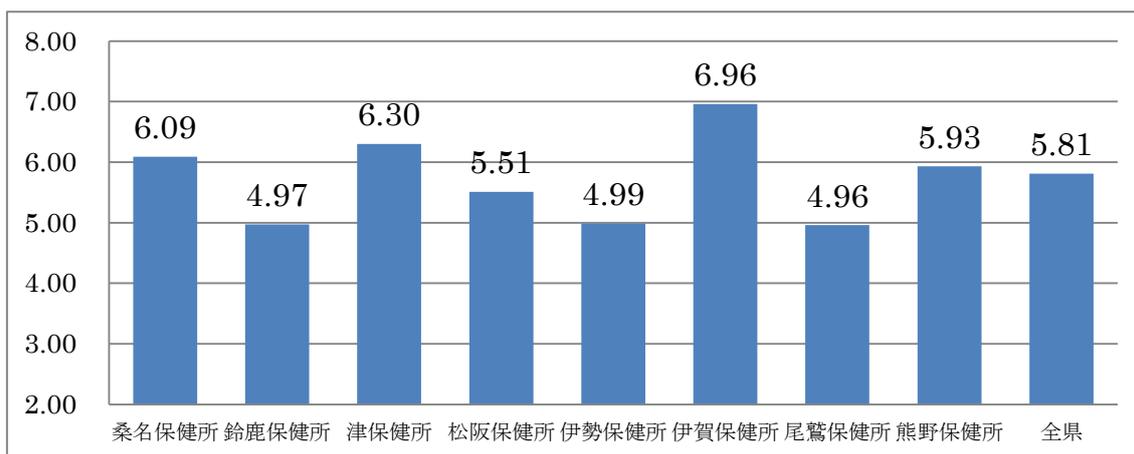
手帳の所有者数は、優遇制度の増加に伴い、平成17年度までは対前年度比で大きな伸び率（17%～32%）を示していた。伸び率は平成18年度に初めて一桁台（6%）になり平成26年度は8%であったが、手帳所持者の増加傾向は続いている。

(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率

(平成 27 年 3 月末現在)

保健所名	等級			合 計	対千人あたり 所持率
	1 級	2 級	3 級		
桑 名 保 健 所	443	2,329	816	3,588	6.09
鈴 鹿 保 健 所	115	790	322	1,227	4.97
津 保 健 所	168	1,166	423	1,757	6.30
松 阪 保 健 所	89	774	309	1,172	5.51
伊 勢 保 健 所	105	778	327	1,210	4.99
伊 賀 保 健 所	135	751	299	1,185	6.96
尾 鷲 保 健 所	14	125	34	173	4.96
熊 野 保 健 所	19	161	43	223	5.93
全 県	1,088	6,874	2,573	10,535	5.81

※ 管内人口は平成27年4月1日現在



## 1 2 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

平成14年度から精神通院医療費公費負担の判定及び承認事務を行っている。平成18年度からは同制度が障害者自立支援法に移行され、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務を行うこととなった。なお、平成25年度から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に移行された。

この制度は、精神障がい者の社会復帰の早期実現をめざし、精神障がい者が病院等で適正医療を受けやすくするために、医療費の90%に相当する額を保険給付とあわせて公費で負担する制度である。

事務処理については、平成22年度より診断書内容の判定事務はセンターで、交付事務は各保健所で行うことに整理された。

### （1）平成26年度申請及び承認等の状況

申請件数	承認件数		不承認	取下げ	保留
	新規	更新			
9,983	9,971	3,734	27	2	135
		6,237			

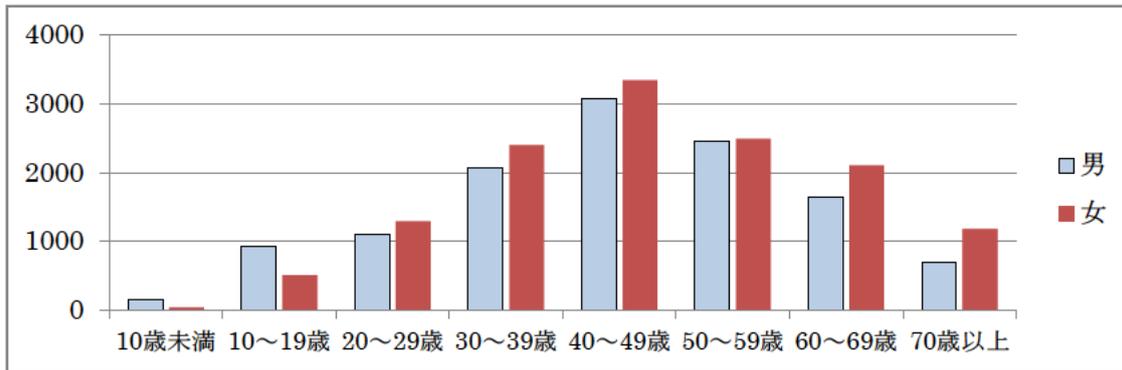
注) 承認件数には、前年度に保留となり承認された件数を含む。

### （2）受給者証所持者数（各年度末）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
所持者数	19,797	18,601	19,540	20,698	22,148	22,906	23,739	24,563	25,460
伸び率	0.94	0.94	1.05	1.06	1.07	1.03	1.04	1.03	1.04

### （3）受給者証所持者の性・年齢別

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	142	926	1,104	2,076	3,077	2,465	1,644	685	12,119
女	39	506	1,287	2,397	3,342	2,490	2,102	1,178	13,341
計	181	1,432	2,391	4,473	6,419	4,955	3,746	1,863	25,460



(4) 受給者証所持者 疾患別内訳

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証交付件数内訳		人	%
1	症状を含む器質性精障害 F0	650	2.55
2	精神作用物質使用による精神及び行動の障害 F1	519	2.04
3	統合性失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 F2	7,525	29.56
4	気分障害 F3	10,198	40.05
5	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 F4	2,635	10.35
6	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 F5	106	0.42
7	成人の人格及び行動の障害 F6	140	0.56
8	精神遅滞 F7	423	1.66
9	心理的発達の障害 F8	1,005	3.95
10	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 F9	381	1.50
11	てんかん G40	1,673	6.57
12	その他の精神障害 F99	0	—
13	分類不明	205	0.81
合 計		25,460	100.0

(5) 保健所別 受給者証所持者数及び所持率

(平成27年3月末現在)

保健所名	項目	H26年度	管内人口	対千人あたり所持率
桑名保健所		9,355	588,511	15.90
鈴鹿保健所		3,465	246,858	14.04
津保健所		4,174	278,657	14.98
松阪保健所		2,509	212,464	11.81
伊勢保健所		2,521	242,122	10.41
伊賀保健所		2,532	170,196	14.88
尾鷲保健所		435	34,815	12.49
熊野保健所		469	37,605	12.47
全 県		25,460	1,811,228	14.06

※ 管内人口は平成27年4月1日現在

### 1.3 その他

#### (1) 心神喪失者等医療観察法関連

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」は平成15年7月に成立・公布され、平成17年7月に施行された。

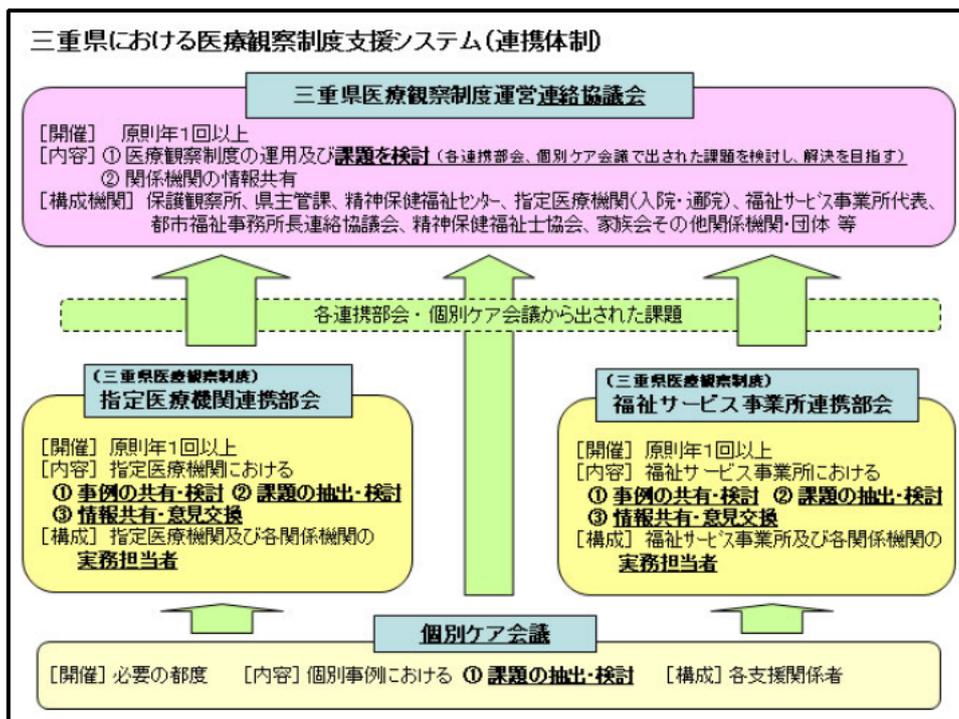
同法では、保護観察所が対象者の処遇のコーディネーター役を果たすこととされている。対象者ごとに地域での医療や援助に携わるスタッフによる「地域処遇検討会議」「ケア会議」が開催され、情報の共有や処遇方針の統一を図っている。

#### 【支援状況】

当センターでは、対象者の退院後の地域生活に向けた「地域処遇検討会議」及び「ケア会議」に参加し、各地域機関へ技術支援を行っている。また「三重県医療観察制度運営連絡協議会」「指定医療機関連携部会」「福祉サービス事業所連携部会」等の開催は、津保護観察所と当センターで協力して運営を行っている。

また、津保護観察所と連携して、三重県における医療観察のシステム・仕組みづくりに取り組み、医療観察を通じた地域ネットワーク機能や個別支援システムの構築に取り組んだ。

内 容	参加・協力等回
「地域処遇検討会議」「ケア会議」への参加	9回
連絡協議会・部会等への参加	12回



## (2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業は、平成15年度からモデル事業としてスタートした。平成18年度からは県内全圏域を対象として相談支援事業所等への委託事業として実施され、各圏域単位で「地域移行支援協議会」が開催された。

その後の制度改正で地域移行支援協議会は廃止されたが、地域支援ネットワークの場合は、各圏域・市町障害者自立支援協議会の「精神部会」「地域移行部会」等に引き継がれ、主に旧受託事業所や保健所が中心となって開催している。

### 【支援状況】

当センターでは、地域づくり（地域支援ネットワークの整備）の視点から、各地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議への支援のため、地域の「精神部会」「地域移行部会」等に参加している。

内 容	参加・支援回数
「精神部会」「地域移行部会」等への参加	12回

## (3) 三重県障害者自立支援協議会への参加

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、県・圏域・市町の各単位で障害者自立支援協議会が開催されることになった。県障害者自立支援協議会の事務局は「県障がい福祉課・障害者相談支援センター・こころの健康センター」となっている。

県障害者自立支援協議会には、「運営会議」のほか、「圏域アドバイザー会議」「人材育成に関する検討委員会」等が位置付けられており、相談支援体制強化・自立支援協議会活性化に向けたシステムづくりに取り組みされている。

### 【支援状況】

当センターでは、精神障がい者支援・地域支援ネットワーク（地域づくり）・支援者への人材育成の視点から、県障害者自立支援協議会に参加している。

内 容	参加・支援回数
県障害者自立支援協議会・運営会議への参加	5回
圏域アドバイザー会議への参加	3回
人材育成に関する検討委員会への参加	6回

### Ⅲ 資料集

#### 1 こころの健康センター業務の方向性（平成 24 年度策定・抜粋・一部改編）

こころの健康センターが、精神保健福祉に関する総合的な技術支援を行う機関として、機能の向上を図っていくことを目的に「こころの健康センター機能検討会」を実施した。

平成 24 年 1 月に立ち上げてから平成 25 年 3 月まで「本庁職員を含む機能検討会」及び「所内検討会」を毎月開催し、こころの健康センターの業務全般の方向性、個別業務ごとの方向性及び具体的取り組みについて取りまとめた。

平成 25 年度からこの方向性に沿って業務を進めている。

#### 2 平成26年度全国精神保健福祉センター研究協議会発表資料

県内社会資源情報の提供とセンターホームページの活用について  
～「こころのケアガイドブック」の発行～

#### 3 メールマガジン（第 17 号～第 20 号）

第 17 号 平成 26 年 6 月発行 （10 ページ）

第 18 号 平成 26 年 9 月発行 （9 ページ）

第 19 号 平成 26 年 12 月発行 （9 ページ）

第 20 号 平成 27 年 3 月発行 （9 ページ）

## こころの健康センター業務の方向性（平成24年度策定・抜粋・一部改編）

※ 「実施中」「一部実施中」「未実施」などの表示は、平成26年度末での取り組み状況

### ● こころの健康センター業務全般の方向性

精神保健福祉に関する総合的な技術支援を行う機関として、地域精神保健福祉活動推進の中核（センター）となる機能を備え、広い視点で業務を行う。

- ① 地域のネットワークを有効に機能させること  
（「色々な切り口のネットワーク」を束ねる）
- ② 地域機関（保健所・市町・相談支援事業所等）の業務が円滑に実施できるよう支援すること
- ③ 情報を収集すること・提供すること
- ④ 専門的な業務を担い、そこで得たスキルを地域に還元すること

### ● 個別業務ごとの方向性の設定及び具体的取り組み

#### 1 技術指導・技術支援

（方向性）

- ① 保健所・市町への支援を中心に実施する。
- ② 関係機関・団体からの研修会講師等の依頼は、地域住民対象のものを優先して対応する。
- ③ 技術指導・技術支援が、今後も継続して持続可能となる仕組みを整える。

（具体的取り組み）

- ① 技術指導・技術支援を実施しやすくするための手法（研修会講師の準備の負担を少なくし、効率的・効果的に実施）を検討する。

実施中：技術支援の講師研修テーマを設定

- ② 技術支援の依頼があった機関に、旅費等の費用負担を求めるかどうか、予算の状況に応じて検討する。一部実施中

- ③ ホームページを活用した技術支援の方法を検討する。

一部実施中：疾患対応理解のページ作成、専門相談のQ&A掲載など

## 2 教育研修（精神保健福祉基礎・専門研修）

（方向性）

「精神保健福祉」をテーマにした（特化した）、関係機関職員のスキルアップを目的とした研修とする。

（具体的取り組み）

県障害者相談支援センターが主催する3障がい共通の必須研修の内容を考慮しながら研修を企画する。 **実施中：人材育成部会参加、運営手法を取り入れ**

## 3 普及啓発（広報啓発・情報発信）

（方向性）

- ① ホームページを、啓発・情報発信の中核として充実させる。
- ② ホームページには、センター事業の情報だけでなく、県内の精神保健福祉全般の情報を幅広く掲載する。
- ③ メールマガジンなど、引き続き積極的な啓発・情報発信に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① ホームページによる情報発信・情報提供は定期的に行う。現在の取り組み「情報貯金箱」を継続する。センター事業の情報だけでなく、県内の精神保健福祉全般の情報（社会資源情報など）を掲載する。 **実施中**
- ② 関係機関あてのメールマガジン（年4回発行）を継続する。 **実施中**
- ③ 年1回以上、ホームページの内容が適正かどうかの検証を行う。 **実施中**

## 4 精神保健福祉相談（専門相談）

（方向性）

「ひきこもり・依存症」「自殺予防・自死遺族」の専門相談の体制を継続するとともに、相談の質の向上に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 専門相談を実施してきた経験を踏まえて、それぞれの「相談マニュアル」を作成するとともに、地域の支援機関にも相談スキルを還元する。  
**実施中・H26年度に「ひきこもり相談支援マニュアル」作成**
- ② 「支援目標を立て」、そのうえで「地域につなぐ」流れを作る。 **一部実施中**

## 5 組織育成・支援

（方向性）

県内の団体を束ねている機関・組織を対象に、活動が活性化するよう支援を行う。

（具体的取り組み）

家族会（さんかれん）、こころのボランティア協議会、福祉事業所連絡会等への運営支援を行う。 **実施中**

## 6 薬物相談ネットワーク事業（依存症対策）

（方向性）

依存症の支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 関係機関による依存症支援ネットワークを機能させるため、ネットワーク会議を開催する。 **実施中**
- ② 依存症相談に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。 **実施中**

## 7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（方向性）

「ひきこもり地域支援センター」としての機能が発揮でき、ひきこもり支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① 関係機関による「ひきこもり支援ネットワーク」を機能させるきっかけづくりのため、ネットワーク会議を開催する。 **実施中**
- ② 「ひきこもり相談支援マニュアル（相談支援者向け）」の作成、「ひきこもり社会資源情報」の作成・運用を行う。 **実施済・一部実施中**

## 8 自殺対策事業（三重県自殺対策情報センター）

（方向性）

- ① 自殺対策の関係機関のネットワークが機能するよう、市町・団体の活動把握を行い、保健所の活動への支援を行う。
- ② 人材の育成
- ③ 情報発信の強化

（具体的取り組み）

- ① 担当者会議の開催・運営（保健所間や市町間の意見交換・協議の場の部分を運営する） **※未実施**
- ② ホームページによる情報発信を強化する。 **実施中**

## 9 こころの健康危機管理

（方向性）

- ① 各機関が「災害時のこころのケア」に取り組む基盤づくりを行う。
- ② 災害時のこころのケアの進め方、市町・保健所・センター・県庁の役割を整理して共有する。
- ③ 災害時のこころのケアについての情報提供と啓発に取り組む。

（具体的取り組み）

- ① （各機関の役割を含めた）災害時こころのケア活動マニュアルを作成する。 **実施済**
- ② 支援者向け研修会は毎年1回開催するとともに、ホームページやメールマガジン「災害時のこころのケア」で情報提供、啓発を行う。 **実施中**

## 10 精神医療審査会の審査に関する事務

(方向性)

- ① 主に「強制入院の必要性」を議論する場とする。
- ② 入院患者からの電話には、法律に基づく対応だけでなく、本人のニーズが満たされるよう、ケースワークの視点を心がける。
- ③ 精神科病院実地指導と審査会が協力できる仕組みをつくる。

(具体的取り組み)

- ① 毎年、審査会全体会で「審査の趣旨」をおさえる。 一部実施中
- ② 審査会の運営手法の見直しを行う。 ※未実施
- ③ 精神科病院実地指導との協力体制について、障がい福祉課と調整する。

一部実施中

## 11 精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の判定、承認

(方向性)

市町と保健所の連携が図られ業務が円滑に実施されるように支援を行う。

(具体的取り組み)

情報共有の場を検討（担当者会議の開催、保健所マニュアルの統一など）

一部実施中

## 12 その他

### (1) 保健所担当者会議の開催

(方向性)

保健所業務が円滑に機能するための技術支援の場とする（職員のスキルアップを図るための会議・勉強会等の運営）。

(具体的取り組み)

- ① 担当者会議の場でセンターの役割について意識づけを行う。 実施中
- ② 会議（勉強会）での事例検討の結果や成果等を、ハンドブック等の形に残していつでも活用が図れるようにする。 実施中

### (2) 精神保健福祉協議会の運営

(方向性)

① 協議会の事務局として、引き続き精神保健福祉の「普及・啓発」及び「団体の育成」を行う。

② 協議会活動のPRに取り組む。

(具体的取り組み)

① 現在の事業を継続しつつ、他の団体に少しでも役割を担ってもらえるように関わる（協議会のPR、会費の納入など）。 ※未実施

② 外部（県民）にPRできる取り組みを行う（メディアの活用を含めて）。

一部実施中

## 県内社会資源情報の提供とセンターホームページの活用について ～ 「こころのケアガイドブック」の発行 ～

三重県こころの健康センター

○三上政和、松月昭二、橋本晴美、出口理恵、中井芳、山崎恵、四方谷典子

### 1 はじめに

三重県こころの健康センター（以下、「当センター」）では、「県民や支援機関から利用・活用されるセンター」を目指し、平成23年度から県民や支援機関に向けた情報の提供・発信に力を入れて取り組んできた。

提供する情報は、県内の社会資源情報を集約してまとめ、支援機関で活用してもらえる内容とすることを柱とした。また、情報を得るために多くの方がインターネットを活用している現状から、「当センターホームページ（以下、「HP」）を、県民に向けた啓発や情報発信の中核として充実させる」という方向性を定め、改善を図ることとした。

### 2 取り組み内容

#### (1) こころのケアガイドブックの作成・配付

支援機関が日々の業務で活用していただけるよう、精神保健福祉の社会資源情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成して配付を行った。また、毎年内容を見直して更新している。

掲載内容は、「Ⅰ 診療機関編」「Ⅱ 相談窓口編」「Ⅲ 専門相談編」「Ⅳ 社会資源編」の4編で構成されている。

「Ⅰ 診療機関編」では、県内全ての精神科病院・精神科クリニックに調査票を送付して診療等の情報を回答いただき、内容を取りまとめている。特に、支援機関や県民から問い合わせが多く、ニーズの高い情報（心理相談、依存症、発達障害、セカンドオピニオン、認知行動療法等への対応可否）を掲載するようにした。

「Ⅳ 社会資源編」では、福祉サービス事業所の一覧を中心に、当事者・家族が利用できる居場所、サロン、セルフヘルプグループ等を幅広く紹介し、それぞれの当事者会からはPRコメントも取り寄せて掲載した。

#### (2) ホームページの充実

平成23年度に当センター内で「ホームページ検討会」を立ち上げた。利用者がセンターHPに求めるニーズを把握するため、まず外部機関に、全国の精神保健福祉センターのHP掲載内容等の調査を依頼。その結果をもとに当センターHPの改善提案をいただいた。

そこで、外部からの改善提案を踏まえ、「情報貯金箱」という当センターHPの方向性を定めた。掲載している情報やページを充実させ、よりアクセスしやすいように整理した。当センター主催の研修会資料は基本的にHPにも掲載すること、そのデータは翌年度以降も削除せずに貯えていくこととした。過去に開催した研修会の情報が簡単に取り出せるようになった。

また「当センターのHPを見たのですが」と問い合わせのある利用者はかなり多い。そこで、当センターHPをページごとのアクセス数を調査した。その結果、アクセスが最も多いのは（当センター事業の情報ではなく）、外部の情報＝社会資源情報のページであることがわかった。



そのため、アクセス数の調査結果を踏まえ「こころのケアガイドブック」情報の掲載を充実させた。PDF ファイルを添付するのではなく、各機関のホームページへのリンク設定やチラシの掲載、PR 紹介などにも対応できるようにし、利用者の利便性を向上させた。

### 3 結果

#### (1) こころのケアガイドブック配付の効果

平成 25 年度版は支援機関を中心に 1,500 部を配付した。配付先の支援機関からは好評の声をいただいている。当センターから支援機関への年 1 回の恒例の「プレゼント」となっている。

また、掲載内容の確認のために毎年関係機関に連絡を取る必要が生じたが、これが関係機関との連携・繋がりのお機会にもなった。

#### (2) ホームページ充実の効果

「情報貯金箱」の取り組み開始から 4 年目となり、多くの情報の「貯金」ができた。年数を重ねるごとに自然に情報量が増えていく仕組みとなっている。

また、情報に関する問い合わせへの対応もスムーズに行えるようになり、相手によっては「HP を見て下さい」と伝えるだけでよかった。

他にも、研修会に不参加でも HP に掲載された資料で研修内容を確認できることや、掲載資料を活用して、病院 PSW が講師を務め、院内勉強会を実施した等、支援者のスキルアップにつながる新たな効果も得られている。

これらの取り組みの結果、当センター HP へのアクセス数（全ページトータル）は、毎年度順調に増加して過去最多を更新し続けており、より多くの県民に利用されている状況にある。

### 4 まとめ

普及啓発・情報提供の手法としては、さまざまな方法が考えられるが、当事者や家族、支援機関など利用者が求めている情報を提供することが重要であること、利用者の利便性を考慮すればホームページを活用することが最も効果的であると感じている。

また、社会資源情報を支援機関に提供して日頃の業務に活用してもらうということは、単に情報提供を行うことに留まらず、センター運営要領の「積極的な技術指導・技術援助」の効果を同時にもたらすものとする。

今後も「県民や支援機関から利用・活用されるセンター」を目指し、さらに工夫しながら、情報の貯金だけでなく信頼の貯金にも努めていきたい。

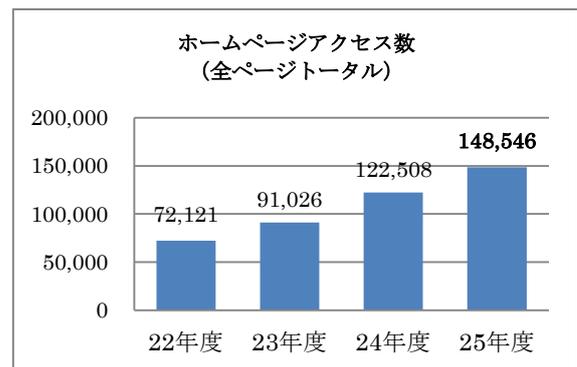


#### 三重県内の社会資源情報

三重県内の精神診療機関・相談窓口・社会資源等の情報をご案内しています。各機関のホームページへのリンクも対応しています。

社会資源情報 ⇒ [こころのケアガイドブック](#)

I 診療機関編	(1) 精神科病院・クリニックの情報 詳細情報 (2) 認知症・デイケア・訪問看護 (3) 発達障がい・認知行動療法・セカンドオピニオン・女性医師対応
II 相談窓口編	(1) 障がい者総合相談支援センター、指定特定相談・指定一般相談支援事業所、市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター (2) 保健所、精神保健福祉センター、三重県精神科救急情報センター、カウンセリングルーム、その他の相談窓口
III 専門相談編	(1) ひきこもり専門相談 (2) 依存症専門相談（薬物依存症・アルコール依存症・ギャンブル依存症・その他の依存症） (3) 自殺予防・自死遺族相談
IV 社会資源編	(1) 精神障がい者 障がい福祉サービス事業所等 (2) 居場所機能、セルフヘルプグループ、精神保健福祉ボランティアグループ、各種活動団体・関係機関等



# こころの健康 第17号



三重県こころの健康センター  
〒514-8567 津市桜橋 3-446-34  
三重県津庁舎保健所構 2 階  
TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242  
Mail: kokoro@pref.mie.jp  
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKORO00/HP/>

2014年6月 発行

サポートします！こころの健康



三重県こころの健康センターです。  
このメールマガジンも5年目を迎えました。今年度も年4回の配信を予定し、情報発信に努めていきたいと思えます。  
今号は、アルコール対策の最近の動向についてお送りします。

## 今号の内容

- ◆ 特集：アルコール対策に関する最近の動向 ①
- ◆ ひきこもり地域支援センター 地域の相談機関紹介「フリースクール 三重シユーレ(みえ不登校支援ネットワーク)」
- ◆ 連載コラム 「災害とこころのケア」 その12 「障がい・病氣(疾患)のある方への対応について」
- ◆ 平成26年度 研修事業実施計画
- ◆ センター掲示板

## アルコール対策に関する最近の動向 ①

アルコールは、日本では「酒は百薬の長」「社会の潤滑油」「飲みニケーションなどと言われ、さまざまな場面で活用されています。しかし一方では、飲酒に甘い社会の中で、アルコールの有害な使用が多くの問題を招き、悲劇を生じさせている現状もあります。

そこで、アルコール対策に関する最近の動向について、国レベルでの取り組み、県の取り組みについてご紹介していきたいと思えます。今回は平成25年12月に成立し、平成26年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法」について、ポイントをお伝えします。

### アルコール健康障害対策基本法のポイント

#### 1 法律の基本理念・10の基本的施策

この法律は「**不適切な飲酒の防止**」によって「**健康障害と関連問題を防止**」することを基本理念としています。  
(アルコール依存症その他の「多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等」の不適切な飲酒の影響による心身の障害を「**アルコール健康障害**」と定義しています)

そのために、飲酒問題の「発生」「再発」「進行」「再発」の各段階に応じた防止対策を適切に実施することなどの基本理念や、それに対応した10の基本的施策が定められました。今後は、省庁間で連携し、包括的な対策が推進されていくこととなります。



## 2 国、地方公共団体、事業者、国民などの責務

国は、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、法施行から2年以内に基本計画を策定することになりました。また、都道府県でも推進計画を策定することになります。

国民は「アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない」とされています。

<b>国</b>	対策を総合的に策定し、実施する責務を有する
<b>地方公共団体</b>	国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する
<b>事業者</b> 酒類の製造 販売・提供	国及び地方公共団体が実施する対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めなければならない
<b>国民</b>	アルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない
<b>医師その他の 医療関係者</b>	国及び地方公共団体が実施する対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に努めるよう努めるとともに、良質な医療を行うよう努めなければならない
<b>健康増進事業 実施者</b>	国及び地方公共団体が実施する対策に協力するよう努めなければならない

## 3 啓発週間の開始

国民の間に、広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間が設けられました。

**アルコール関連問題啓発週間 → 11月10日～16日**

## 最後に

平成22年にWHOが「世界で年間およそ250万人が、アルコールが原因で死亡しており、対策を怠れば事態はますます深刻化する」と、「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」を決定しました。我が国のアルコール健康障害対策基本法も、不適切な飲酒をなくそうという世界的な取り組み（流れ）の一環になります。

現在、全国各地で「アルコール健康障害対策基本法推進の集い」が開催されています。5月26日に東京で開催された集いには、全国47都道府県の全てから、1,150名もの参加者を集めて行われました。三重県でも、開催に向けての動きがスタートしています。

アルコール問題への取り組みは、今後ますます重要になってくると思われれます。みなさまのご協力をよろしく願います。

この法律の経緯や詳しい内容については、アル法ネット(アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク)のホームページ( <http://alcoholnet.jp/law.html> )をご覧ください。  
次回は「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」についてお伝えする予定です。

## こころの健康センターで実施している依存症対策

依存症 専門電話相談	毎週水曜日 13時～16時	059-253-7826
” 面接相談	職員・医師による面接相談	(上記にお尋ねください)
依存症問題家族教室	6月からの偶数月(年5回)	に開催(ホームページをご覧ください)



前年度に引き続き、今年度もひきこもり地域支援センターより、ひきこもり支援の情報をお届けします。どうぞよろしくお願ひします。

今回は、学習支援の機関として、「NPO法人 フリースクール三重シュレ」と三重シュレが事務局を担当している「みえ不登校支援ネットワーク」をご紹介させていただきます。

## 1 「フリースクール」って何をするとおこるですか？

「フリースクール」は、学校の「枠組み」にとらわれずに、子どもひとりひとりの特性に応じて、関わりや学びを提供するところです。自由で独創的な教育ができるため、現在の日本では、既存の学校に違和感を持っている子どもにとって、フリースクールの利用は重要な選択肢の一つとなっております。

NPO法人フリースクール全国ネットワークに加盟しているフリースクールは、全国に67か所あります。そのうちのひとつが、三重県津市にある「NPO法人 フリースクール三重シュレ」です。

## 2 「フリースクール三重シュレ」はどこにあるの？ どんなことができるの？

「フリースクール三重シュレ」は津市広明町にあります。津駅西口から県庁方面へ線路に沿って歩いていくと青い看板が見えてきます。



三重シュレの入り口です

三重シュレの理念は「いっしょに生きる・『個』で育つ」で、「居場所」と「学びの場」を大切にしています。ありのままを認め合う対等な関係の中で過ごすこと、ひとりひとりの希望に応じた形で学ぶことができるように対応がなされています。

現在（H26年4月以降）の利用者は15人から20人くらい、一日の利用者はそのうちの半分くらいの人数です。利用頻度も各自のペースで決めることができます。基本的には月曜日から金曜日の午前10時から夕方5時30分までの開所となっています（公立学校の長期休みの期間を除く）。



室内の様子です

何をしても過ごすかも、各自の希望や考えに応じて決めることができ、学習や読書、音楽などの活動をしています。また、通信制高校と連携しており、高校卒業の資格を得ることもできます。

20歳までの方を対象としています。高校卒業資格の取得を目指す場合、20歳を過ぎても卒業までサポートをしてもらえます。

利用方法など詳細は、三重シュレのホームページを参考にしてください。

NPO法人 フリースクール三重シュレ <http://www.mienoko.com/>



そして、三重シュレは、「みえ不登校支援ネットワーク」の事務局も担当しています。

## 3 「みえ不登校支援ネットワーク」ってなあに？

みえ不登校支援ネットワークは、三重県内の教育・福祉・医療・労働・保健・心理などの不登校に関わる各分野の団体・サービスが、行政と民間の枠を超えて協働し設立した、不登校の当事者とその保護者のためのネットワークです。

これまで限られた情報が伝わりにくく、孤立しがちだった不登校の当事者とその保護者の方々が、自分にあったサービスを選択し、途切れない成長支援が受けられるようになることを目指しています。

困っていることに対して、適切な支援を受けられるように紹介してもらえます（こころの健康センターもこのネットワークに参加しています）。興味を持たれた方は、以下のページをご覧ください。

みえ不登校支援ネットワーク <http://www.mie-futoko.net/index.html>

## 4 今回の記事を作成して

児童期・思春期の子どもにとって、個が尊重されること、いっしょに過ごす仲間が存在することは非常に大切です。そのような時期に、互いに個性を認め合い、受け入れられる場所があるということは重要なことだと感じました。

児童期・思春期に学校不登校となり、社会から距離をおくことで、成人期に入ってからひきこもり状態となる方が少なからず存在することを考えると、「学校に通学する」以外の選択肢の存在を大切にしたいと思います。



センターではこれからも関係機関との連携に力を入れていきたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。ひきこもり支援についての情報がありませんでしたら、情報提供をお願いします。このメールアドレスでは、今後もひきこもりについての記事を掲載していく予定です。

「災害とこころのケア」その12 「障がい・病氣(疾患)のある方への対応について」

災害は、PTSD(外傷後ストレス反応)やうつ病等の精神疾患の発症、アルコール関連問題の出現等、精神保健上、重大な問題を数多く引き起こすことが知られています。災害直後から「こころのケア」の視点を持って、救援活動や保健活動等の支援を行うことが、その後の被災者の立ち直りを促進すると言われます。

被災者が高齢であったり、障がいや病氣(疾患)のある方は、災害時や避難状況によるストレスがより強く影響するため、特に配慮が必要です。今回は、障がい・疾患のある方への対応についてお伝えしたいと思います。

1 精神障がい・疾患のある方

精神障がい・疾患を持つ方は障がいがあるように見えなくても、支援が必要な方がいます。

精神障がい・疾患の特徴

**統合失調症**  
幻覚、妄想などの症状のほか、生活上の行動面の障がい、意欲の低下などが現れる病気で、100人に1人がかかるといわれる。被災後のストレスや服薬の中断、生活環境の変化に適切に対応できず、症状が悪化することもあるが、早期対応で改善・軽化する可能性がある。

**てんかん**  
意識がなくなったり、身体が硬くなったり、けいれんしたりする。けいれんなどを伴わない発作もある。発作中は、ケガの防止と、おう吐による気管の詰まりに注意しながら見守ることが大切。服薬の中断だけでなく、環境の変化、疲労などにも留意する。

うつ病

抑うつ気分(憂うつ)、気分が重い、思考力の低下、自分が無価値と感じる、死にたくくなる、イライラや焦燥感などの症状が出る。一生のうち、15%程度の人がかかるといわれている。被災により、無気力感を募らせる場合がある。また、以前うつ病だった人が再発する場合もある。

**その他の精神疾患**  
ストレスの影響を受けやすく、不穏、不安定さが現れる。災害後のストレスや不眠を解決するために、飲酒量が増える場合がある。

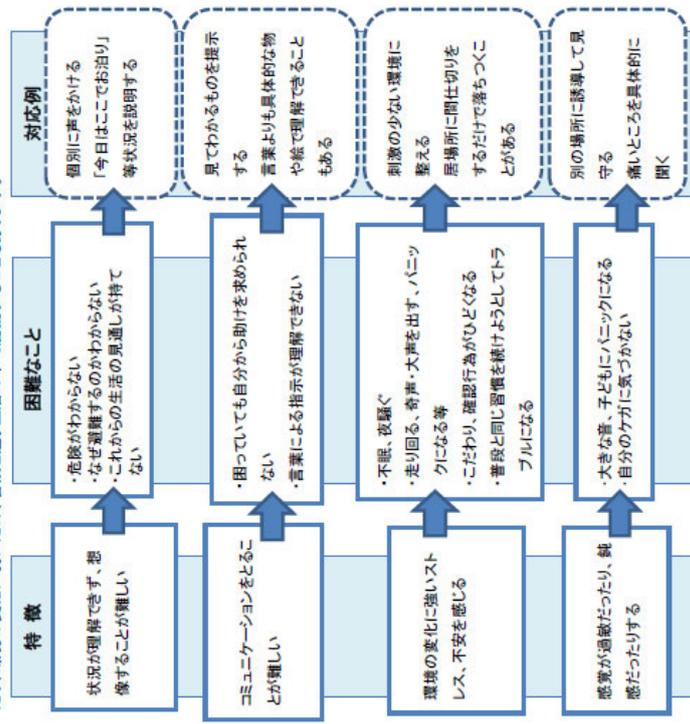
対応のポイント

精神障がい・疾患を持つ人は、継続的に通院している人が多く、被災によって服薬の確保が難しいこともあります。また、被災後の慣れない生活に混乱をきたしやすく、不安・不穏になりやすい方もあります。

- ★落ち着けるように話を聞きながら見守る
- ★服薬の確認をし、薬を飲み忘れたり、薬が無くなることないように配慮する
- ★症状が悪化する可能性があるため、状況により精神科の受診を勧める
- ★「精神疾患」や「精神障がい者」などの用語を使用することで、プライバシーの侵害や、無用な不安を招くことにならないように配慮する

2 知的障がい・発達障がい

知的障がいや発達障がいのある方は、避難や避難所生活の必要性について理解しづらかったり、環境の変化に弱いため、普段と違う生活の中で混乱することもあります。



最後に・・・

災害時の「このころのケア活動」は特別なことではなく、被災者に対して行う会話や関係づくり、環境を整備する等の行動の中に存在します。

精神障がいや知的障がいなどのある方は、避難所に合流できず、車上生活や被災した家屋での生活を余儀なくされている場合があります。また、家族は障がいのある本人には避難所生活が難しいと考え、合流するのをためらうことも珍しくありません。

支援者は、その実態を把握すること、障がいや疾患の特徴を知った上で、ご本人だけでなく、一緒にいるご家族への配慮も忘れず行うことが必要となります。

★ このコーナーでは、「災害時のこのころのケア」に関する知識や情報提供(研修会の案内、最近のトピックス等)をお伝えしていきます。今後ともよろしくお願ひします。

平成26年度 研修事業実施計画

センターでは、今年度は7月以降、以下のような研修を予定しています。  
多くの精神保健福祉関係者の皆様のご参加をお待ちしています。

研修名	日時・場所	概要
精神保健福祉専門研修会 (現任者向け)	7月1日(火) 13:30~16:00 三重県津庁舎 大会議室	「認知行動療法の視点を取り入れた支援」(基礎編) 【講師】宗田 美名子 氏 (かすみがらうクリニック 臨床心理士)
精神保健福祉専門研修会 (現任者向け)	7月29日(火) 13:30~16:00 三重県津庁舎 大会議室	「認知行動療法の視点を取り入れた支援」(応用編) 【講師】宗田 美名子 氏 (かすみがらうクリニック 臨床心理士)
精神保健福祉専門研修会 (現任者向け)	9月10日(水) 13:30~16:00 三重県人権センター 大セミナー室	【取り組み紹介】 「泉徳所・市・地域包括支援センター-医療機関との連携」 津保健所地域保健課 瀧 幸伸 氏 津市健康づくり課・久居保健センター 竹森 さわか 氏 津久居地域包括支援センター 木下 由美子 氏 久居病院地域連携福祉室 花村 彩 氏
ひきこもり支援者スキルアップ研修 会 第1回	7月22日(火) 13:30~16:00 三重県合同ビル GS01会議室	「ひきこもりの理解と支援」 【講師】船越 明子 氏(三重県立看護大学 准教授)
ひきこもり支援者スキルアップ研修 会 第2回	8月6日(火) 13:30~16:00 三重県合同ビル GS01会議室	「ひきこもり支援の実際 ～地域で育むひきこもり支援～」 【講師】河村 康英 氏(知多市社会福祉協議会)

自死遺族支援者研修	7月15日(火) 13:30~16:30 三重県津庁舎 大会議室	「自死遺族の悲嘆からの再生のために ～私たちにできること～」 【講師】加藤 勇三 氏(NPO法人グリーンフューチャー・サポート プラザ理事兼、心理カウンセラー)
自殺対策シンポジウム	調整中	調整中
薬物フオーラム	調整中	調整中
依存症講演会	調整中	調整中
このころの健康危機管理研修会	11月28日(金) 13:30~16:30 三重県津庁舎 大会議室	「このころの応急手当～サウナ/加・ファーストエイド～を知る」 【講師】大沼 康英 氏(国立精神・神経医療研究センター →災害時このころの情報支援センター-研究員)

- ◆ 日時・内容などは変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆ 詳しい日時や会場等はそれぞれご案内させていただきます。また、お申し込み方法など詳しいことはセンターホームページをご確認ください。

センター 掲示板

ひきこもり家族教室・家族のつどい  
ひきこもり等でお悩みのご家族が集い、対応について学んだり、家族同士が交流できる場です。  
教室：7月から1月の隔月第2木曜日  
14:00~16:00  
つどい：6月19日(木)

依存症問題家族教室  
アルコール・薬物・ギャンブル・買い物等への依存の問題でお困りのご家族が集い、対応方法について学んだり、家族同士が交流できる場です。  
偶数月 金曜日  
14:00~16:00

わからあいの会  
(自死遺族の集い)  
自死でご家族を亡くされた方が集い、大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場です。  
奇数月 第4土曜日  
13:30~15:30

◆編集後記◆

今年度も当センターで取り組んでいる様々な事業について、このメールマガジンでお知らせする予定です。よろしくお願ひします。  
編集担当

# こころの健康 第18号



サポーターします！こころの健康

三重県こころの健康センター

〒514-8587 津市桜橋 3-446-34

三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

Mail:kokoro@prefmie.jp

URL:<http://www.pccf.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

2014年9月

発行



三重県こころの健康センターです。

今号の特集記事は、9月10日から16日にかけて取り組まれる「自殺予防週間」についてです。

また、前号に引き続きアルコール対策の最近の動向についてお送りします。

## 今号の内容

- ◆ 特集：9月10日から自殺予防週間が始まります
- ◆ アルコール対策に関する最近の動向 ②
- ◆ ひきこもり地域支援センター  
ひきこもり支援者スキルアップ研修会 報告
- ◆ センター掲示板

◆ 9月10日から自殺予防週間が始まります ◆

自殺予防週間は、当該期間中における集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大

切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。

三重県でも、自殺予防について広く県民の皆さんに呼びかけるために、各保健所や市町では様々な啓発活動が実施されます。こころの健康センターでは、9月10日(水)津駅前で街頭啓発します。また、8月29日(金)に三重県総合文化センターで開催された、「県民健康の日 こころの絆づくりチャリティコンサート ワンコインコンサート」でブースを出展し、こころの健康や自殺対策の展示や啓発物品の配布をしました。例年どおり、津庁舎内に啓発コーナーを設置する予定です。

(昨年の啓発コーナーの様子)



## 三重県の自殺の状況についてご存知ですか？

ご存じのとおり、日本の自殺者は平成10年(1998年)に急増して、一挙に30,000人を超えました。その後14年間連続して30,000人を超える状態が続いていました。平成24年に15年ぶりに30,000万人を下回りました。25年も27,283人とさらに前年を下回りました。自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺死者数)は、全国は21.4で、三重県は22.2でした。都道府県別の自殺死亡率をみてみますと、一番高値なのは、山梨県で30.5でした。次いで岩手県、新潟県、秋田県でした。

三重県の自殺死者数は、平成15年に519人をピークに自殺者数は400~300人台を推移しています。自殺死亡率は、20前後を推移しています。月別の傾向をみると、3月・4月・5月が

他の月より若干多くなっています。原因・動機としては、健康問題を抱えていた方が最も多くなっています(遺書から3つまで動機を特定しています)。

平成25年の三重県の自殺死亡者数は408人でした。男女別でみてみると、男性288人、女性120人で、男性が多い傾向が続いています。男性の自殺者が多いのは全国的な傾向と同じです。男性の自殺は、真気の影響を受けやすく、特に働き盛りの男性の自殺の背景にはしばしば借金や失業などの社会経済的な問題があります。

### 「死のトライアングル」を防ぐために

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター副センター長の松本俊彦先生らの「心理学的事後調査」やその他のアルコール・うつその他の関連調査によりみると、その関連の深さが示唆されています。特にアルコールの消費量と男性の自殺率は正の相関があるとされています。自殺死亡率の高い新潟県や秋田県は成人一人当たりの酒類販売(消費)量も多いことが知られています(国務庁統計年報 各都道府県別 酒類販売(消費)数量表より)。アルコールには、それ自体がうつ状態を惹起する作用(うつ病の発症に大きく関与していると推測されているセロトニン作動性神経細胞に対する毒性が指摘されています)があります。アルコールで不安や不眠を助けていたつもりが、かえってうつ状態を悪化させ、睡眠の質を悪くし、自殺に傾いてしまいます。そのようなことから、かすみがうらクリニックの猪野運朗先生は「アルコールとうつと自殺は死のトライアングル」の連鎖を断ち切ろうと各地でアルコール教育活動を実践されてみえます。

自殺予防総合対策センター(<http://akruncnpo.go.jp/kinu-hp/index.html>)のHPでも、アルコールとうつと自殺の関連のパンフレット等がご覧できるようになっています。

### 県民公開講座のお知らせ

10月26日(日)に「うつ病を知る日」県民公開講座があります。テーマは、「うつ・睡眠・アルコール」についてです。

関心のある方はお申込みください。

詳細は 三重県健康づくり課のページ  
(ヘルシービーブルームィエ・21)

<http://www.pref.mie.lg.jp/KEWOT/hp/home21/> の

「最新・注目情報」をご覧ください。

## アルコール対策に関する最近の動向 ②

アルコール対策に関する最近の動向について、前回の「アルコール健康障害対策基本法」に引き続き、今回は「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」についてポイントをお伝えします。

### 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例のポイント

#### 1 条例制定の背景

飲酒運転に対する法律の厳罰化が進んでいるにも関わらず、飲酒運転がなくなることから、**法律による厳罰化とは違う観点からの対策が必要**と考え、三重県では、平成25年6月に条例が成立し、施行されました(一部、平成26年1月施行)。

#### 2 条例の方針

条例では、「**規範意識の定着**」と「**再発防止**」を柱に掲げています。

- ① 規範意識の定着
  - \* 県による飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及啓発
  - \* 教育機関による飲酒運転の根絶に関する教育
- ② 再発防止
  - \* 県による飲酒運転をした者に対する飲酒運転の再発防止のための教育

#### 3 条例の特徴

- \* 再発防止について
  - 飲酒運転違反者にはアルコール依存症の受診義務ができました。また、相談窓口も設置されました。
- \* 受診義務とは
  - 飲酒運転をする人のなかには、本人に自覚がなくてもアルコール依存症の疑いのある人がいるかもしれないことから、飲酒運転違反者には指定医療機関でアルコール依存症に関する受診が義務づけられました。



条例推進マーク

#### 4 県や教育・医療機関の役割、県民・事業者の努力

条項で定められた役割等は次のようになっています。

<b>県の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の総合的かつ計画的な法定及び実務</li> <li>・ 県民、事業者等が行う取り組みに関し必要な支援</li> <li>・ 基本計画の策定</li> <li>・ 教育及び知識の普及に必要な措置</li> <li>・ 再発防止のための教育等</li> <li>・ アルコール依存症診断関係</li> <li>・ 飲酒運転をするおそれのある者等からの相談</li> <li>・ 飲酒運転の状況に関する情報の提供</li> </ul>
<b>教育、医療機関の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関の性格に応じた飲酒運転の根絶に關する教育</li> <li>・ アルコール依存症に関する受診、治療の助言及び指導</li> </ul>
<b>県民の努力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組を自ら進んで行う努力</li> <li>・ 県その他の者が行う取組又は取組に協力する努力</li> </ul>
<b>事業者の努力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の特性を踏まえ取組を行う努力</li> <li>・ 飲食店営業者の酒類提供時における努力</li> <li>・ 酒類販売業者の酒類販売時における努力</li> </ul>
<b>その他の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県飲酒運転〇をささず推進運動の日(12月1日)</li> <li>・ 表彰</li> </ul>

#### 最後に

この条例の詳しい内容については、三重県環境生活部のホームページ  
( <http://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/k.ct.su/seikotu/nmsyuu.htm> )をご覧ください。

また、飲酒運転とアルコール問題の相談窓口はこちらです。

電話 059-224-3101 月～木曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始の休日を除く)

#### ◆「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重」開催のお知らせ

日程：平成26年11月30日(日) 午後から 場所：県庁講堂

※ 詳細が決まりましたら、チラシ・ホームページ等でご紹介させていただきます。

こころの健康センターで実施している依存症対策

依存症 専門電話相談 毎週水曜日 13時～16時 059-253-7826

” 面接相談 職員・医師による面接相談 (上記にお尋ねください)

依存症問題家族教室 6月からの偶数月(年5回)に開催 (ホームページをご覧ください)

## ひきこもり地域支援センター ひきこもり支援者スキルアップ研修会 報告

こころの健康センター(ひきこもり地域支援センター)では、毎年、ひきこもり支援に携わっている方を対象に「ひきこもり支援者スキルアップ研修会」を開催しています。

今年度の研修会は、7月22日、8月5日の2回シリーズで開催しました。保健所、市町、社会福祉協議会、相談支援事業所、若者サポートステーション、医療機関、教育機関といった分野から多くの支援者に参加していただきました。

今回は、その研修会の様子をご紹介します。

### 第1回 「ひきこもりの理解と支援 ～基本的な知識と支援方法～」

講師：船越 明子 氏 (三重県立看護大学 准教授)

日時：平成26年7月22日(火) 13時30分～16時00分

場所：三重県合同ビル G301会議室 参加者：66名

第1回は「ひきこもりについての基本的な知識

や支援について理解を深める」がテーマでした。

講師からは、ひきこもりの定義、支援の経過、

個別支援のコツ、支援ネットワークの必要性や

学習期のこころの問題などについて、わかりや

すく説明していただきました。



(家族支援のコツ)

◇ 家族は「何を問題と捉えており、どのように解決したいのか」を明らかにする。

◇ 家族のこれまでの解決への努力を聞き、評価する。

◇ 「悪者探し」をしない。

◇ 家族が引き続き相談に来てもらえらるような動機づけを高める。「相談に来てよかった」と思ってもらえるように。

親があらゆる5つのステップ

◆ Step5: 人生に新しい価値を出す

◆ Step4: あがのまの子どもの受け入れる

◆ Step3: 子どものつらさを理解する

◆ Step2: 子どもの状態を知る

◆ Step1: 何がなだかわからない

**第2回 「ひきこもり支援の実践 ～地域ではくくひきこもり支援～」**

講師：河村 康英 氏（愛知県知多市社会福祉協議会）

日時：平成26年8月5日（火） 13時30分～16時00分

場所：三重県合同ビル G301会議室 参加者：70名

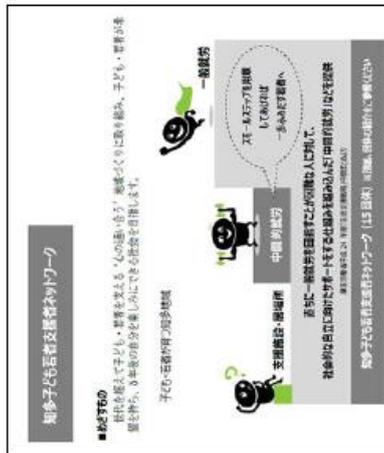


第2回は「ひきこもり支援の実践紹介を通して、三重県における今後のひきこもり支援のあり方を考える」がテーマでした。

講師からは、知多市社協で取り組んでいる若者サポートやひきこもり支援の実践に加え、支援者に求められるスキル、連携・協働のあり方について、優しい語り口でお話しいただきました。

～ ひきこもり支援をなせば、社会福祉協議会で取り組むのか ～

- ◇ 今、地域にひきこもり者の支援を必要としている人たちがいるから
- ◇ 専門家、行政、家族ではない立場からのアプローチ = 生活者感覚のボランティア支援
- ◇ 問題のない思春期・青年期はない  
⇒ 社会福祉法人の公益性（社協の使命）は、試験的、実験的展開をすること
- ◇ 中間支援空間の居場所づくりから継続して展開できる



（知多市社協の取り組み）

- ◇ 若者応援隊「まなざし」
- ◇ 若者サポート相談  
月5回の個別相談（予約制）
- ◇ フリースペースまな  
月2回の当事者居場所
- ◇ 家族サロン  
月1回の家族への支援の場
- ◇ 訪問支援（アウチリーチ）  
サポーター「風の会」
- ◇ ひきこもり支援ネットワーク推進  
委員会 年4回開催

◇ 子ども・若者支援者ネットワーク会議 知多地域中心に15団体が月1回会合

**まとめ**



今年度の研修会は、幅広い分野の支援機関から例年以上に多くの方にご参加いただきました。会場は、ほぼ満席の状態で、暑い時期に冷房の効きも悪く、決して快適とはいえない環境下で、熱心に講義に耳を傾けていただきました。ありがとうございました。

また研修会終了後、講師先生と名刺交換され、熱心に意見交換されている参加者の姿もあり、とても印象的でした。

今回の研修会を通して、ひきこもり支援に対する理解を深めたり、各支援機関で取り組めることを考えていただく機会としていただければ幸いです。

なお、この研修会で使用した資料は、こちらの健康センターホームページ（[http://www.prefmie.lg.jp/KOKORO/HP/hk&komori/shi\\_up.htm](http://www.prefmie.lg.jp/KOKORO/HP/hk&komori/shi_up.htm)）に掲載する予定ですので、ぜひご利用ください。



センターではこれからも関係機関との連携に力を入れていきたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。ひきこもり支援についての情報がありましたら、情報提供をお願いします。このメールマガジンでは、今後もひきこもりについての記事を掲載していく予定です。



## センター 掲 示 板

### 第47回 精神保健福祉三重県大会

【日時】10月30日(木)

13:30～16:00 (12:45～開場)

【場所】三重県男女共同参画センター  
多目的ホール

【プログラム】

13:30 開会・表彰式

14:10 講演会

「このころの病は、あなたの人生のどこかで  
出会う病気です」

<講師> 夏苺 郁子 氏

(やきつべの産診療所 精神科医師)

### このころの健康危機管理研修会

「このころの応急手当～サイコロジカル・  
ファースト・エイド【PFA】～を知る(仮)」

【講師】 大沼 麻実 氏

(国立精神・神経医療研究センター

災害時このころの情報支援センター研究員)

【日時】 11月28日(金)

13:30～16:30

【場所】 津庁舎 大会講室

### ◆編集後記◆

センターでは年度後半に向けて各事業が目白押しとなります。特に依存症関係、自殺対策関係の事業がいくつかが開催予定ですので、このメールマガジンでも随時お知らせしていく予定です。是非ともご参加ください。

編集担当

センターだより

# こころの健康 第19号



竹ポーンとます！こころの健康

三重県こころの健康センター

〒514-8587 津市桜橋 3-466-34

三重県津庁舎保健所棟2階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

Email: k.kokoro@pref.fns.jp

URL: <http://www.pref.fns.jp/KOKORO2/HP/>

2014年12月

発行



三重県こころの健康センターです。

今号の特集は、11月に開催された、「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重」の報告です。

## 今号の内容

- ◆ 特集: 「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重」が開催されました!
- ◆ 連載コラム「災害とこころのケア」その13 「こころの健康危機管理研修会の報告」
- ◆ ひきこもり地域支援センター ひきこもり家族教室(当事者体験談)報告と当事者の居場所紹介
- ◆ センター掲示板

## ◆ 特集

「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重」が開催されました!

全国各地で開催されている「アルコール健康障害対策基本法推進の集い」が、11月30日(日)に三重県で開催されました。今回はその様子をご紹介します。

● 日時: 平成 26 年 11 月 30 日(日) 13:00~16:00

● 場所: 津市広明町 13 三重県庁講堂

● 主催: 三重県・三重県医師会・三重県酒新生会・三重アルコール疾患研究会

● 参加者: 343名

## 「アルコール健康障害対策基本法推進の集い in 三重」の内容

◆ 講演 I 基本法制定を目指した三重県での取り組みの経過と三重県における今後の課題  
講師 かすみからくりクリニック副院長 猪野亞朗 氏



猪野先生からは、基本法が制定されるまでの経緯や、これまでに取り組んできた成果の報告がありました。今後は、関係者会議の実施や啓発活動のための予算化など、どのように長期にわたって取り組みを定着させていくかが課題になっています。

◆ 心理教育絵本朗読 ポクのこと忘れちゃったの? ~ お父さんはアルコール依存症  
朗読 俳優 猪野 学 氏

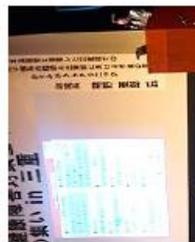


俳優の猪野学さんによる絵本の朗読でした。アルコール依存症の家庭で育つ小学生(ハルくん)の言葉が「お国ことば(三重弁)」で語られます。父の飲酒問題で悩んでいた家庭が、父が病院に運ばれ、専門病院での治療を勧められたことをきっかけに再生に向かっていく、というストーリーでした。私たちに馴染みの言葉のためか、心に深く響く内容で、参加された方はみんな話に引き込まれていました。

◆ 講演Ⅱ 三重県が切り拓く新たな可能性

～ 飲酒運転(ゼロ)条例とアルコール健康障害対策基本法

講師 特定非営利活動法人 ASK 代表 今成知美 氏



今成さんからは、飲酒運転問題の取り組みとして三重県で制定された「飲酒運転(ゼロ)条例」について、「飲酒運転の違反者に初犯から受診を義務付けたことが、アルコール依存症の介入の新たなモデルになる」と、三重発の取り組みに対する期待などをお話いただきました。

◆ 各領域からのメッセージ

- ① 医療者の立場から 日本医師会・三重県医師会
- ② 飲酒運転をなくすための取り組みと基本法 三重県連帯生活部交通安全・消費生活課
- ③ 自殺をなくすために 三重いのちの電話協会
- ④ 断酒会家族は早期発見を願う 三重断酒新生会 家族会
- ⑤ DVと基本法 女性と子どものヘルプライン・MIE
- ⑥ 連帯活動の四日市モデルを 三重県へ 四日市アルコールと健康を考えるネットワーク



アルコール問題と関係が深いそれぞれの機関から、取り組みの現状報告や今後に向けてのメッセージなどをいただきました。

～ まとめ～

今回の「集い」は、アルコール関連問題に携わる多くの関係機関の皆さまにご協力いただき、開催することができました。当日は343名もの参加があり、会場は熱気に包まれていました。

こちらの健康センターでは、今後一人でも多くの方々に基本法を知っていただき、アルコールについての正しい知識と依存症への理解が深められるよう、取り組んでいきたいと思っております。アルコール問題への取り組みは、今後ますます重要になってくると思われます。みなさまのご協力をよろしくお願いたします。

※ 11/10～16の「アルコール関連問題啓発週間」で、さまざまな活動「取組をしていただいた皆さま、ありがとうございます」。



連載コラム

「災害とこころのケア」 その13 「こころの健康危機管理研修会の報告」

こころの健康センターでは、例年、「災害時のこころのケア」の担当者等を対象とした「こころの健康危機管理研修会」を開催しています。

今年度の研修会は、災害時のこころのケアである「サイコソジカル・ファーストエイド(PFA)」をテーマに開催しました。市町、障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター等といった分野から多くの方に参加していただきました。今回は、その研修会の様子をご紹介します。

災害時のこころのケア

こころの成急手当「サイコソジカル・ファーストエイド」(PFA)を知る

講師：国立精神・神経医療研究センター

災害時こころの情報支援センター 研究員

おおのま あさみ  
大沼 麻実 氏

日時：平成26年11月28日(金)13:30～16:30

場所：三重県庁庁舎 6階 大会議室

参加者：56名



講師からは、①PFAの基本的な考え方、②PFAの活動の原則、③セルフケアと同僚へのケアについて、ロールプレイやグループワークを交えながら、わかりやすく説明していただきました。

① PFAの基本的な考え方

★ PFAとは何か

・「心理的応急処置」と訳される。被災者が被災したダメージに加え、心理的ダメージを受け、対応のことができない状態に陥るのを防ぐ。安全なサポートを提供するために、支持的な(ささえる、うけとめる)対応のこと

・「ここに貼る絆創膏」のようなもの。誰もがどのような被災者に対しても行うことができる

★ 誰に

・危機的な出来事にさらされた人々(望まない人には実施しない)

★ いつ、どこで行うのか

・つらい状況にある人と出会ったときに、安全な場所で行う

まとめ



今年度の研修会は、幅広い分野の支援機関から多くの方にご参加いただきました。熱心に講義に耳を傾け、ロールプレイやグループワーク等にも積極的に参加していただきました。ありがとうございました。

災害時の「このケア」は特別なことではなく、保健活動の中に存在します。災害発生直後は救命等の医療活動が優先されますが、同時に被災や避難所生活に伴うストレスについて、対策を講じる必要があります。「このケア」という視点で初期対応・支援を行うことで、その後の被災者の立ち直りを促進すると考えています。



今回取り上げたWHO(世界保健機関)版のPFAは、幅広い職種の支援者に普及しやすいという特徴があります。このケアの回復を助けるための基本的な方法として、精神保健福祉の専門家はもちろん、災害や事故の現場で働く可能性のある一般の方々にもぜひ知っていただきたいと思えます。今回の研修会が、災害時のこのケアに対する理解を深めたり、各支援機関で取り始めることを考えていただく機会としていただければ幸いです。

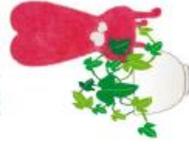
WHO(世界保健機関)版のPFAガイド

講師の大沼先生から、所属先の国立精神・神経医療研究センター 災害時このケアの情報支援センターのホームページを紹介していただきました。

(<http://saigai-kokoro.nrc.go.jp/index.html>)

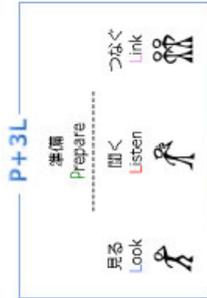
※災害時のこのケアに関する最新の情報や、「WHO版PFA」のダウンロードもできます。

合わせて、三重県このケアの健康センターホームページ(災害時のこのケアに関するページ) ([http://ss100051/KOKOROC/HP/kojokoro\\_care/kokorocare.htm](http://ss100051/KOKOROC/HP/kojokoro_care/kokorocare.htm)) も、ぜひご利用ください。



② PFAの活動の原則 (支援者として必要なこと・気をつけること)

P+3LがPFAの活動を行うときに大切です。



【準備 (Prepare)】

安全で効果的な支援ができるよう、可能な限りの状況を組織として正確に集めるなど、支援に行く前に準備を整える。

3L

【見る(Look)】

支援を開始する前に状況を把握することが大切

【聞く(Listen)】

「聴く」こと、思いやりを持って、相手の話に集中する。「一番心配なことは何か?」をたずねる等、被災者の気持ちを整理することも大切。

【つなぐ(Link)】

支援者が帰った後も続けていけるよう、意識して関わる

準備	見る	聞く	つなぐ
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の出来事について調べる</li> <li>その場で利用できるサービスや支援を調べる</li> <li>安全と治安状況について調べる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確認</li> <li>仲間に急を要する基本情報(ニーズ)がある人の確認</li> <li>詳細なストレス反応をできる人の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の必要と認められる人の方に寄り添う</li> <li>必要のちのちのケアが必要になりつつあることについて知る</li> <li>人々に目を向け、気持ちを落ち着かせる手助けをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きていく上で意味のあるニーズが満たされ、ニーズが受け分けられるように手助けをする</li> <li>自分で問題に対処できるように手助けをする</li> <li>情報を提供する</li> <li>人を大切に人や社会的な人と結びつける</li> </ul>

被災時等の緊急時には情報が混乱しがちです。支援者は、被災者から情報提供を求められた時、不確実な情報は伝えず、知っていることのみを伝えることが大切です。そのことが混乱を避けることにもつながります。

③ 支援者のセルフケアと同様のケア

被災者支援は、「支援者自身のケアで始まり、支援者自身のケアで終わる」と言われるほどセルフケアは大切です。以下のことを平常時から考え、頭に入れておくことが必要となります。

- ★ 支援活動の前
  - ・支援する準備をしておく
- ★ 支援活動中
  - ・身体的、精神的な健康を保つための方法を考える
  - ・支援者自身や同僚に対するサポート体制を考える
- ★ 支援活動後
  - ・支援活動により、支援者がこの場に傷を受けることがある、と知っておく

ひきこもり地域支援センター  
**ひきこもり家族教室（当事者体験談）報告と当事者の居場所紹介**

こちらの健康センター（ひきこもり地域支援センター）では、ひきこもり等でお悩みのご家族を対象に「ひきこもり家族教室」を開催しています。  
 今年度は全4回シリーズで開催しており、11月13日の第3回では「ひきこもり体験談」というテーマで、ひきこもり経験をお持ちの当事者にお話をさせていただきました。  
 今回は、その教室の様子と、当事者の日中活動の場所として運営されている「いーばしょ」についてご紹介いたします。

**1 家族教室とは**

こちらの健康センター（ひきこもり地域支援センター）の家族教室では、ご家族へひきこもりについて正しい知識や情報、対応方法、社会資源について学ぶ機会を提供しています。参加者数はプログラム内容によっても異なりますが、5人から10人くらいです。  
 修了者にはステップアップとして、話し合いを目的とした「家族のつどい」（2回シリーズ）への参加を勧めており、その後、自主的なつどいで活動される方も増えてきています。

**2 家族教室「ひきこもり体験談」の様子**

桑名市にある障がい福祉サービス事業所「いーばしょ」の方にひきこもりの体験談を発表していただきました。  
 当日の参加者はご家族のほか、支援機関の参加もあつて14名と、今年度の教室では最も多くの方に参加していただきました。

「いーばしょ」職員さんの司会・進行のもと、お二人の当事者から「ひきこもり状態から抜け出たきっかけ」、「家族に對しての思いなどをお話いただき、また参加者からの質問にもお答えいただきました。

ひきこもり状態にある時は、家族に「後ろめたさ」を感じていた一方、「家族から心配されている、気にされている」とも感じていたそうです。また、「親の存在を大切に思っている」、「親の支えを

りがたいと思っています」とのことでした。

印象的だったのは、ひきこもり状態から変化を起こすには、親（家族）の協力は必要だが、「立ち直ったのは自分の力」であり、「（家族には）立ち直る過程を通じて距離を置いて見守ってほしいことがあった」と話されていたことです。

ひきこもっている方を一番近くで支えているご家族は、焦りや不安を感じることも多々あると思います。また、支援に携わるわたしたちも、性急な変化を求めてしまうところがないとは言えません。しかし、大切なのは「ひきこもっている本人の気持ち」であることを忘れてはいけなと改めて感じました。

**3 「いーばしょ」について**



国道1号線沿いにあります

今回、発表していただいた「いーばしょ」は、「特定非営利活動法人よすが」が運営する、障がい福祉サービス事業所です。  
 「就労継続支援B型」と「日中一時支援」があり、閉所日は火曜日から土曜日までとなっています。

就労継続支援B型は、午前中は作業中心ですが、午後は人とのかわりや社会で生きる力を学び合う場として、SST、スポーツ、文化、芸術などの活動を行っています。

日中一時支援は、社会参加の最初の一步として、休憩室でお話をしたりのんびりしたり、無理せず少しずつ参加することができます。月に数日や数時間の参加でも大丈夫ですので、ひきこもり状態にある方も、体間に合わせて各自のペースで利用できます。

「いーばしょ」では当事者の生の声を聴いていただく出前講座として、体験発表やさくばらんなど意見交換、ミニレクチャーなどの活動をしています。これまでに、地域や大学などで体験発表をされていることです。みなさまも興味がありましたら、ぜひお問い合わせください。  
 （お問い合わせ先） NPO 法人 よすが 0594-25-0232



センターではこれからも関係機関との連携に力を入れていきたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。ひきこもり支援についての情報がありましたら、情報提供をお願いします。このメールマガジンでは、今後もひきこもりについての記事を掲載していく予定です。

## センター 掲示板

### 薬物フォーラム

「依存症を知る 回復を考える」

【講演】「依存症を知る」

【講師】村上 優 氏

(独立行政法人国立病院機構編研病院 院長)

【対談】

「依存症は回復するのか？それとも・・・」

対談者 村上 優 氏・市川 岳仁 氏

【日時】平成 27 年 1 月 25 日(日)

13:30～16:00 (12:30～開場)

【場所】三重県人権センター 多目的ホール

### 依存症に関する講演会

「当事者を中心とした

依存症治療・回復支援」

【講師】成瀬 暢也 氏

(埼玉県立精神医療センター 副病院長)

【日時】平成 27 年 2 月 13 日(金)

14:00～16:30

【場所】三重県総合文化センター  
生涯学習センター4階 大研修室

### ◆編集後記◆

今年度も4分の3が終わろうとしています。今号の内容は11月に実施した事業が中心でしたが、無事年内に発行することができ、ほっとしています。

センターでは1月以降、依存症関係のフォーラム、講演会を開催予定です。是非ともご参加ください。

編集担当

# こころの健康 第20号



サポーターもす「こころの健康」

三重県こころの健康センター  
〒514-8567 津市彦根 3-46-34

三重県津市彦根所棟 2 階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

Mail: kokoro@psf.fms.jp

URL: <http://www.psf.fms.jp/OKOKORO/HP/>

2015年3月  
発行



三重県こころの健康センターです。3月に入り、少しずつ春らしくなってくる時期になりました。今号の特集は、自殺対策強化月間についてです。どうぞご覧ください。

## 今号の内容

- ◆ 特集：3月は自殺対策強化月間です
- ◆ 精神保健福祉法の改正後の現状とこれからの取り組みについて
- ◆ ひきこもり地域支援センター  
ひきこもり家族会(KHJ)親の会三重支部が発足しました！

◆ 3月は自殺対策強化月間です ◆

自殺対策強化月間とは

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自殺について理解や偏見をなくし、正しい知識の普及啓発が大切です。このため例年、月別の自殺者数が最も多くなる3月

を「自殺対策強化月間」として、国・地方公共団体・関係団体・民間団体等が連携して啓発活動を推進することとされています。

平成 26 年度 自殺対策強化月間ポスター

ゲートキーパーとは

- 気づき** 身近な人から気づき、気づかされた人から気づく
- 相談** 一人で悩まず、身近な人に相談する
- つなぎ** 助け合いの輪を広げ、助け合いの輪をつなぐ
- 見守り** 見守り、見守られる、見守られる

**3月は、自殺対策強化月間です。**

全国一斉こころの健康相談ダイヤル  
0570-064-556  
全国一斉実施期間：3月2日(月)～3月8日(日)  
0120-279-338  
よりよいサポートライン(4部担当対応)  
0120-279-226

三重県こころの健康センター 内閣府

三重県自殺対策情報センターでは、期間中に駅前に街頭啓発を行うほか、「全国一斉こころの健康相談ダイヤル」として、3/2(月)～3/6(金) 13:00～16:00 に専門電話相談を実施します。

この機会に皆さまも、自殺予防の視点で重要と書かれている「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」を心に留め、いつもより少し周囲の方に気配りをしていただけたらと思います。

### 三重県自殺対策情報センター ～ まもなく4年を迎えます ～

平成23年4月に、こころの健康センター内に「三重県自殺対策情報センター」が設置され、まもなく4年を迎えます。そこで、これまでの取り組みを振り返るとともに、現状や今後の活動についてお伝えしたいと思います。

センターでは、これまでに「関係機関とのネットワーク強化や人材育成」「情報発信」「相談支援」「自死遺族支援」等の自殺予防対策事業を重点的に実施してきました。  
メンタルパートナー養成の取り組みでは、多くの皆さまにご協力をいただき、養成数は当初の目標数(20,000人)を上回ることができました。また、支援者の皆さまに活用していただくために、「自殺予防相談対応の手引き」を作成しました。この手引きは現在、ホームページにも掲載しています。

ところで、最近の自殺者数をみますと、全国的には平成24年以降、警察庁統計、人口動態統計ともに3万人を下回る状況が続いています。

しかし、減少傾向にあるとはいえ、いまだに毎年2万5千人以上の方が自殺に追い込まれていることを、私たちは常に意識しておく必要があります。

自殺の背景には、健康・経済・生活、家庭の問題など、1人1人に様々な要因があり、またこれに、個人の問題として片付けられない社会的要因も加わります。そのため、自殺予防の取り組みは、地に足をつけ、じっくりと息の長い活動を継続して実施していくことが求められています。

三重県自殺対策情報センターでは、支援機関・団体の皆さまの活動の一助となるよう、今後も活動を続けていきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

- ◇ 自殺対策に関する情報は  
こころの健康センター(自殺対策情報センター)  
<http://www.pref.mie.lg.jp/KOKORO/HP/1/yobou/index.htm>  
内閣府 自殺対策のページ <http://www6.cao.go.jp/isatsubaisaku/>



三重県自殺対策ロゴマーク

### 精神保健福祉法の改正後の現状とこれからの取り組みについて

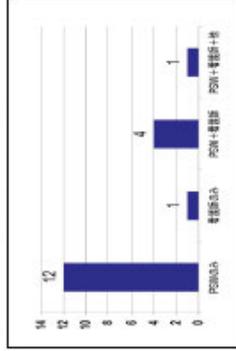
平成25年6月に精神保健福祉法が改正され、平成26年4月1日から一部を除いて施行されています。そこで今回は、法改正後の県内各精神科病院での「退院後生活環境相談員」の配置状況や、「医療保護入院者退院支援委員会」の開催状況について、また、平成27年1月29日(木)に開催された「改正精神保健福祉法従事者研修会」の様子についてお知らせします。

#### 退院後生活環境相談員の配置状況

「退院後生活環境相談員」は、医療保護入院者が可能な限り早く退院できるよう、支援の中心的な役割を担う方です。退院に向けた相談支援、地域援助事業者の紹介、社会資源の情報提供、関係機関との連携などが業務となっており、主に精神保健福祉士(PSW)がその役割を担うことが想定されています。

#### 退院後生活環境相談員の職種

各精神科病院へのアンケート調査(平成26年11月末現在。後述の研修会のための調査)では、県内18病院のうち、精神保健福祉士が配置されているのは17病院、うち看護師等の他職種も合わせて配置されているのは5病院、看護師のみ配置が1病院となっています。



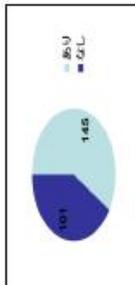
また、退院後生活環境相談員1人あたりの担当患者数は、病院によってバラツキはあるものの、最大約60名、おおむね20～40名くらいが平均的な数となっています。

#### 医療保護入院者退院支援委員会の開催状況

「医療保護入院者退院支援委員会」は、医療保護入院となった際に決められた入院見込期間で退院できない場合、「入院継続となる理由」「今後さらに必要な入院期間」「その間の退院に向けた取り組み」等を審議する場です。

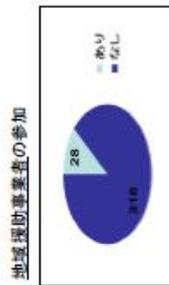
主治医、看護師、退院後生活環境相談員等の病院職員に加え、患者本人はもちろん、家族・地域援助事業者も参加することができます。

2 地域支援委員会への要望の参加



各精神科病院へのアンケート調査では、県内で平成26年4月～11月に開催された医療保護入院者退院支援委員会は計246回でした。  
(1病院あたり月平均1.7回)

そのうち、要望が参加したのは145回(58.9%)、地域支援者が参加したのは28回(11.4%)でした。



これらの結果から、「家族は基本的に参加」としている病院が多いこと、事業者・支援者の参加(退院後すぐに障害福祉サービス・介護サービスを活用しようとする割合)はそれほど高くないことがわかりました。

改正精神保健福祉法改正事業者研修会の様子

こころの健康センターでは、法改正により支援者に求められている医療と福祉の連携を考える機会とするため、病院・相談支援事業所・地域包括支援センター・市町・保健所などの職員を対象に研修会を開催しました。当日は82名もの多くの支援者に参加していただきました。

日時・場所：平成27年1月29日(木) 13:30～16:30 三重県津市台大会議室

- 1 講義：地域相談支援を活用した退院支援について  
講師：日本精神保健福祉士協会 支援の三角点設置研究会 (埼玉県寺手保健所) 精神保健福祉士 有野 哲章 氏



(内容)

「医療と福祉の連携」を中心テーマにお話しいたしました。途中、入院から退院までの事例を描いたムービーも見ながら、10分間に一度はセンスのいいジョークを交え、非常にわかりやすい内容でした。講義の1時間があっという間に終わりました。

講師先生の「人と人の出会い、であいい、であいい、であいい」の中に「あいであ(アイデア)がある」というジョークは、多くの参加者が「どこかで使いたい」と思ったことでしょう。また、それぞれの機関の役割として、「医療は抱え込まない」、「福祉は断らない」、「行政は医療と福祉をつなぐ」というコトバを射て、とても印象的でした。

2 グループワーク：テーマ「わが地域の連携をつくる、地域をつくる」

(内容)



後半は圏域単位に分かれて、「退院後すぐにサービスを受けられるようにするためにできること」「関係機関がさらに連携を深めるための方法」などの課題について、具体的に取り組むことを話し合いました。

どのグループも会話が途切れることなく、活発に話し合いがなされていました。多くのグループで「顔の見える関係づくりが大切」という意見が聞かれました。その他にも具体的な取り組みとして「病院見学会や社会資源見学会の実施」「地域スタッフが病院に行きやすい環境づくり」などの提案がなされていました。

参加者アンケートからは、「地域の問題点を話す機会となり良かった」「多職種で話し合うことができて有意義だった」「今後のつながりができてよかった」といった感想が多く寄せられていました。

これからの取り組みについて

最近、ある支援者から「地域移行は“匂”じゃない」という意見を聞きました。確かに、三重県では数年前まで、「精神障がい者地域移行支援事業」に熱心に取り組んできました。現在はその取り組みも下火になっていると言わざるを得ません。しかし、未だ長期入院の問題が解消されたというわけではありません。



そのため、これからは退院支援を“季節もの”ではない「あたりまえの取り組み」にしていくことが求められていると思います。

そして、精神保健福祉法改正をそのきっかけとして、私たち支援者は「連携を深める絶好のチャンス！」と捉えることが大切なのではないでしょうか？

(有野氏の講義資料から)

## ひきこもり地域支援センター ひきこもり家族会 (KHJ親の会三重支部) が発足しました！

ひきこもりの当事者や親でつくる、ひきこもり家族会連合会「全国引きこもりKHJ親の会(本部＝東京)」では、長年にわたるひきこもりの支援活動をされてきました。近年は「47都道府県すべてに親の会(支部)を設置する」を目標に取り組みを進めています。  
そして今年、三重県でも「支部」を発足させるため、「ひきこもり家族会 発足講演会」が開催されました。今回はその模様と、県内で活動している「ひきこもり家族会」の情報をお聞かせします。

### 1 「全国引きこもりKHJ親の会」について

全国引きこもりKHJ親の会(家族会連合会)は、ひきこもりの問題を抱えた親(家族)の全国ネットワーク組織です。平成11年に埼玉県で発足しました。KHJは「強迫性障害・被害妄想・人格障害」の頭文字をとったものでしたが、昨年、「家族・ひきこもり・JAPAN」に変更されました。  
現在は、全国8ブロックに44支部があります。東海ブロックでは愛知県の活動が活発です。三重県にはKHJ親の会の支部がないため、多くの当事者や親が愛知県の「オレンジの会」などへ参加しています。

- 全国引きこもりKHJ親の会 ホームページ <http://www.khj-h.com/>
- " リーフレット <https://www.khj-h.com/pdf/leaflet.pdf>

### 2 「ひきこもり家族会 発足講演会」の様子

KHJ親の会主催により、平成27年1月12日(月祝)に三重県教育文化会館で発足講演会が開催されました。当日は家族、元当事者、関係機関職員など約50名が参加しました。

ジャーナリスト・池上正樹氏による講演「ひきこもりの現状」と、KHJ親の会代表・池田佳代氏による講演「ひきこもりを元気にする親の対応」がありました。



池上正樹氏は「ひきこもっている人は感情をことばにすることが難しく、ひきこもりを強いられる」「セーティネットの喪失に陥りがち」と話されてきました。また、ひきこもり当事者自らがイベント活動に参加し、体験や得意なことを話す「ひきこもり大学」の取り組み紹介もあり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

池田佳代氏は「親が一生懸命活動することで子が元気になる」「親が孤立しないことが大切」と話されています。また家族に、「親が他人の手を借りて勉強していくことで、子を家族の中で元気にして行こう」と呼びかけていました。

講演会終了後、家族の方に残ってもらい、家族会発足と今後の運営について話し合いが持たれました。その結果、家族会会長が選任され、毎月1回家族会を開催していくことが決まりました。今後のさまざまな活動や取り組みに期待したいと思えます。

### 3 県内で活動している「ひきこもり家族会」について

今回ご紹介した家族会の他にも、県内では4箇所ではひきこもり家族会が活動しています。名称・開催場所・日時などをご紹介します。それぞれ活動内容が異なりますので、参加や見学をされる場合は、事前に問合せ先に確認をお願いします。

#### ひきこもりを考えるつどい

- \* 開催場所 四日市市安島2丁目5-3 四日市市文化会館 管理棟2階第2会議室
- \* 開催日時 原則毎月第1日曜日 9時30分～11時30分
- \* 問合せ先 NPO法人オレンジの会 鈴木さん (090-6685-5770)

#### すずらの会 (鈴鹿地域家族交流会)

- \* 開催場所 事務局までお問い合わせください
- \* 開催日時 原則毎月第1水曜日 13時30分～15時30分
- \* 問合せ先 鈴鹿保健所 (059-382-8673)
- 障害者総合相談支援センター あい、鈴鹿事務所 (059-381-1035)

#### 虹の会

- \* 開催場所 津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎 保健所棟1階社会復帰室
- \* 開催日時 原則毎月第3木曜日 14時～16時
- \* 問合せ先 このころの健康センター(ひきこもり地域支援センター) (059-223-5243)

#### 若者の自立を考える会 アンダンテ

- \* 開催場所 伊勢市民活動センター等 (詳細はお問い合わせください)
- \* 開催日時 毎月第2月曜日 19時30分から
- \* 問合せ先 いせ若者就業サポートステーション (0596-63-6603)



センターではこれからも関係機関との連携に力を入れていきたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。ひきこもり支援についての情報がありましたら、情報提供をお願いします。このメールアドレスでは、今後もひきこもりについての記事を掲載していく予定です。

## センター 掲示板

\* 平成27年度の研修予定です  
(現在計画中ですので、詳細は後日センターホームページに掲載します)

精神保健福祉基礎研修会

①基礎知識編  
日時：平成 27 年 5 月 1 日(金)  
10 時～16 時  
会場：三重県津庁舎

②基礎技術編  
日時：平成 27 年 6 月 3 日(水)  
10 時～16 時  
会場：三重県津庁舎

### ◆編集後記◆

今年度もこころの健康センターでは様々な業務や事業に取り組み、無事に年度末を迎えようとしています。これも関係機関の方々をはじめ、皆さまのご協力のおかげです。ありがとうございます。来年度もよろしく願います。

編集担当



平成26年度版  
三重県こころの健康センター所報

平成27年12月発行

三重県こころの健康センター  
(精神保健福祉センター)

〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34  
三重県津庁舎保健所棟2階  
電話 059-223-5241 (代)